

# 栃木県 障害者虐待防止と対応の手引き

令和8(2026)年1月

栃木県保健福祉部障害福祉課

## < 目 次 >

### I 障害者虐待の防止と対応

1 はじめに .....	2
(1) <u>障害者虐待防止法の施行等</u>	
(2) <u>県障害者虐待防止と対応の手引きの作成</u>	
2 障害者虐待とは .....	3
(1) <u>障害者虐待防止法における定義</u>	
(2) <u>各種虐待における類型(例)</u>	
(3) <u>障害者虐待防止等に係る各スキーム</u>	
(4) <u>障害者虐待における各種関連法の対象範囲</u>	
(5) <u>虐待行為と刑法</u>	
(6) <u>障害者虐待以外の通報・届出への対応</u>	
3 障害者虐待の防止等に向けた基本的視点(市町・県・関係機関) .....	14
(1) <u>障害者虐待の防止と対応のポイント</u>	
(2) <u>障害者虐待の判断に当たってのポイント</u>	
4 障害者虐待の防止等に対する責務 .....	19
(1) <u>国及び地方公共団体の責務</u>	
(2) <u>国民の責務</u>	
(3) <u>保健・医療・福祉等関係者の責務</u>	
5 市町及び県の役割と責務 .....	20
(1) <u>市町の役割と責務</u>	
(2) <u>県の役割と責務</u>	
6 重篤な障害者虐待事案の検証等の重要性 .....	23
7 障害者虐待防止対策支援事業 .....	23

### II 具体的な対応策

1 養護者による障害者虐待への対応(市町) .....	27
(1) <u>相談・通報・届出の受付</u>	
(2) <u>対応方針の協議</u>	
(3) <u>事実確認・訪問調査</u>	
(4) <u>立入調査</u>	
(5) <u>虐待対応ケース会議の開催</u>	
(6) <u>障害者の保護</u>	
(7) <u>障害者への支援</u>	
(8) <u>養護者への支援</u>	
(9) <u>成年後見制度等の活用</u>	
(10) <u>モニタリング・評価</u>	
(11) <u>虐待対応の終結</u>	
2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応(市町・県) .....	40
(1) <u>相談・通報・届出の受付</u>	
(2) <u>対応方針の協議</u>	
(3) <u>事実確認・訪問調査</u>	
(4) <u>虐待対応ケース会議の開催</u>	

(5) <a href="#"><u>市町から県への報告</u></a>	
(6) <a href="#"><u>障害者総合支援法等の規定による権限行使</u></a>	
3 使用者による障害者虐待への対応(市町・県・労働局).....	46
(1) <a href="#"><u>相談・通報・届出の受付</u></a>	
(2) <a href="#"><u>対応方針の協議</u></a>	
(3) <a href="#"><u>事実確認・訪問調査</u></a>	
(4) <a href="#"><u>虐待対応ケース会議の開催</u></a>	
III <a href="#"><u>障害者虐待対応 Q&amp;A</u></a> .....	49
IV <a href="#"><u>関係機関一覧</u></a>	
1 <a href="#"><u>県障害者権利擁護センター、市町障害者虐待防止センター</u></a> .....	53
2 <a href="#"><u>県、市町担当課</u></a> .....	54
3 <a href="#"><u>県健康福祉センター</u></a> .....	55
4 <a href="#"><u>労働局</u></a> .....	55
V <a href="#"><u>参考資料・様式</u></a> .....	56

# I 障害者虐待の防止と対応

# 1 はじめに

## (1) 障害者虐待防止法の施行等

障害者に対する虐待は障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待を防止することが極めて重要です。

そこで、障害者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)が、平成24年10月1日から施行されました。しかしながら、この法律が施行された後においても深刻な障害者虐待の事案が発生しており、国及び地方公共団体は、虐待防止の体制整備、関係機関職員の資質向上、通報義務等について必要な広報・啓発活動等を推進し、法律の適正な運用に向け不斷に取り組んでいく必要があります。

また、平成28年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」という。)が施行され、何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことや、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が定められています。

令和3年5月には同法律の改正法が成立し、これまで民間の事業者では努力義務とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体と同様に法的な義務とされました。

障害者虐待防止においても、共生社会の実現及び権利擁護の考え方を共有することを前提に進めることが重要です。

## (2) 県障害者虐待防止と対応の手引きの作成

県においても、障害者虐待防止法の施行に合わせて、障害者虐待の未然防止や早期発見、その後の適切な支援を行うため、関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図るとともに、障害者虐待の防止に関する市町や市町障害者虐待防止センター、障害者福祉施設・事業所等の関係機関・団体の円滑な取組を推進することを目的として、「栃木県障害者虐待防止と対応の手引き」を作成しました。

今回、国において「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き(令和6年7月)」が改訂されましたので、「栃木県障害者虐待防止と対応の手引き」についても所要の改訂を行いました。

## 2 障害者虐待とは

### (1) 障害者虐待防止法における定義

用語	定義
障害者	障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。障害者手帳を取得していない人や、18歳未満の人も含まれます。
障害者虐待	障害者虐待防止法では、以下の3類型に分類しています。 ○養護者による障害者虐待 ○障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 ○使用者による障害者虐待
養護者	「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義されています。障害者の身辺の世話や介助、金銭の管理などを行う家族、親族、知人等が該当すると考えられます。
障害者福祉施設従事者等	障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業所等」に係る業務に従事する者と定義されています。該当する施設等は下記別表のとおりです。
使用者	「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者と定義されています。ここに国及び地方公共団体は含まれていません。 「使用者」とは、部長等の立場にとらわれず、労働者の労務管理や指示・命令を出す立場にある者を指します。

※これらの定義に該当するか判断が困難な場合には、初期対応や事実確認調査を行い、詳しい状況を把握することが求められます。

#### 【別表:障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業等に係る業務】

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	○障害者支援施設 ○のぞみの園	
障害福祉サービス事業等	○障害福祉サービス事業 ○一般相談支援事業及び 特定相談支援事業 ○移動支援事業 ○地域活動支援センターを経営 する事業 ○福祉ホームを経営する事業 ○障害児相談支援事業 ○障害児通所支援事業	居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、 短期入所、 重度障害者等包括支援、 自立訓練、就労 移行支援、 就労継続支援、就労定着支援、自立生活援 助及び共同生活援助 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課 後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支 援及び保育所等訪問支援

## (2) 各種虐待における類型(例)

### ①養護者による障害者虐待

区分	内容と具体例
身体的虐待	<p><b>①暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為</b>  <b>【具体的な例】</b>            ・叩く。つねる。殴る。蹴る。やけどをさせる。刃物等で外傷を与える。</p> <p><b>②障害者に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為</b>  <b>【具体的な例】</b>            ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。            ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。</p> <p><b>③障害者の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず障害者を乱暴に取り扱う行為</b>  <b>【具体的な例】</b>            ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。            ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事等を口に入れる。</p>
性的虐待	<p><b>○あらゆる形態の性的な行為又はその強要</b>  <b>【具体的な例】</b>            ・キス、性器等への接触、性交、性的行為の強要。            ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。            ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。            ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。            ・性器を写真に撮る、スケッチをする。            ・わいせつな映像や写真を見せる。            ・自慰行為を見せる。</p>
心理的虐待	<p><b>○脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること</b>  <b>【具体的な例】</b>            ・障害に伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、障害者に恥をかかせる(排泄の失敗、食べこぼしなど)。            ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。            ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。            ・人格をおとしめるような扱いをする。            ・話しかけているのに意図的に無視する。            ・排泄交換や片付けをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。            ・台所や洗濯機等、生活に必要な道具の使用を制限する。            ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。</p>
放棄・放置	<p><b>①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介助や生活の世話をに行っている者が、その提供を放棄又は放任し、障害者の生活環境や障害者自身の身体・精神的状態を悪化させていること</b>  <b>【具体的な例】</b>            ・入浴しておらず、悪臭がする、排泄の介助をしない、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。            ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間に</p>

	<p>わたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。</p> <p>・室内にごみを放置する、掃除をしない、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。</p> <p><b>②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、障害者が必要とする医療・障害福祉サービス等を理由なく制限したり使わせない、放置する【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徘徊や病気の状態を放置する。</li> <li>・支援者が医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。</li> <li>・入院や治療が必要にもかかわらず、強引に自宅等へ連れ帰る。</li> <li>・必要な障害福祉サービスを利用させない、利用を制限する。</li> </ul> <p><b>③同居人等による障害者虐待と同様の行為を放置する</b></p>
経済的虐待	<p><b>①本人の同意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</b></p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。</li> <li>・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。</li> <li>・年金や賃金を管理して渡さない。</li> <li>・年金や預貯金を無断で使用する。</li> </ul>

## ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

区分	内容と具体例
身体的虐待	<p><b>①暴力的行為</b></p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・叩く。つねる。殴る。蹴る。やけどをさせる。刃物等で外傷を与える。</li> <li>・ぶつかって転ばせる。</li> <li>・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。</li> <li>・本人に向けて物を投げつけたりする。</li> </ul> <p><b>②障害者の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為</b></p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。</li> <li>・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。</li> <li>・車いすやベッドからの移乗時、必要以上に身体を高く持ち上げる。</li> <li>・食事の際、職員の都合で、無理に食べさせる、飲み物を飲ませる。</li> </ul> <p><b>③正当な理由のない身体拘束</b></p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすやベッドなどに縛り付ける。</li> <li>・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける。</li> <li>・行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる。</li> <li>・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。</li> <li>・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</li> <li>・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。</li> </ul>

性的虐待	<p><b>○あらゆる形態の性的な行為又はその強要</b></p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キス、性器等への接触、性交、性的行為の強要。</li> <li>・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する、性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)。</li> <li>・わいせつな映像や写真をみせる。</li> <li>・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。</li> <li>・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。</li> <li>・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままで放置する。</li> <li>・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。</li> </ul>
心理的虐待	<p><b>①威嚇的な発言、態度</b></p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・怒鳴る、罵る。</li> <li>・「ここ(施設等)にいられなくなるよ」「追い出す」などと言い脅す。</li> </ul> <p><b>②侮蔑的な発言、態度</b></p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。</li> <li>・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的な発言。</li> <li>・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。</li> <li>・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。</li> <li>・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。</li> </ul> <p><b>③障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定又は無視するような態度</b></p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無視する。</li> <li>・「どうしてこんなことができないの」などと言う。</li> <li>・他の利用者に本人や家族の悪口等を言いふらす。</li> <li>・話しかけ等を無視する。</li> <li>・本人の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。</li> <li>・したくてもできないことを当てつけにやってみせる。</li> </ul> <p><b>④障害者の意欲や自立心を低下させる行為</b></p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思等を無視しておむつを使う。</li> <li>・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思等を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいよう食事を混ぜる。</li> <li>・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。</li> </ul> <p><b>⑤交換条件の明示</b></p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「これができたら外出させてあげる」等の交換条件を提示する。</li> </ul> <p><b>⑥心理的に本人を不当に孤立させる行為</b></p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。</li> <li>・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。</li> <li>・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。</li> </ul> <p><b>⑦その他著しい心理的外傷を与える言動</b></p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。</li> <li>・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。</li> <li>・利用者の顔に落書きして、それをカメラ等で撮影し他人に見せる。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。</li> <li>・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。</li> </ul>
放棄・放置	<p><b><u>①必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</u></b></p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。</li> <li>・床ずれができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。</li> <li>・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。</li> <li>・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。</li> <li>・健康状態の悪化をきたすような環境に長時間置く。</li> <li>・ごみが放置されている、ネズミや虫がいるなど劣悪な環境に置く。</li> </ul> <p><b><u>②障害者の状態に応じた支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為</u></b></p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。</li> <li>・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。</li> <li>・本人の嚥下できない食事を提供する。</li> </ul> <p><b><u>③必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為</u></b></p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動に車いすが必要であっても使用させない。</li> <li>・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。</li> </ul> <p><b><u>④障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置</u></b></p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他利用者に暴力を振るう障害者に対し、何ら予防的手立てをしない。</li> <li>・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。</li> </ul> <p><b><u>⑤その他職務上の義務を著しく怠ること</u></b></p>
経済的虐待	<p><b><u>○本人の同意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること</u></b></p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金や賃金、預貯金を管理して渡さない、又は無断で使用する。</li> <li>・本人の財産を無断で運用する。</li> <li>・事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。</li> <li>・金銭・財産等の着服・窃盗等</li> <li>・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。</li> <li>・日常的に使用するお金を不当に制限する、必要なお金渡さない。</li> </ul>

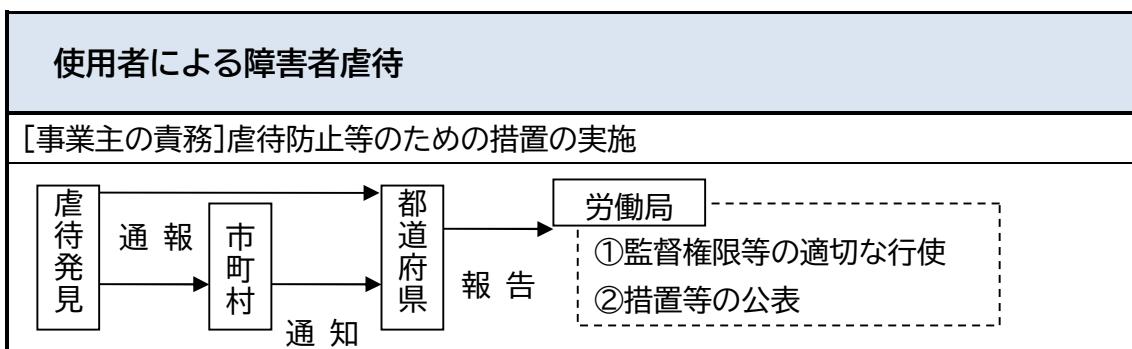
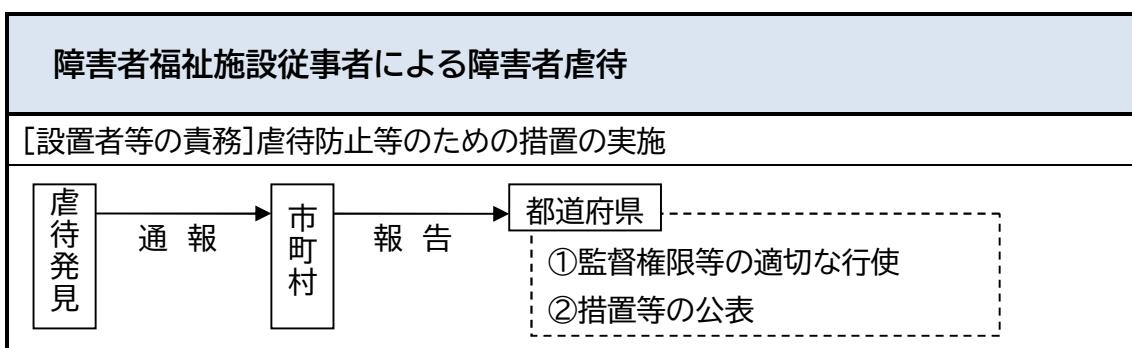
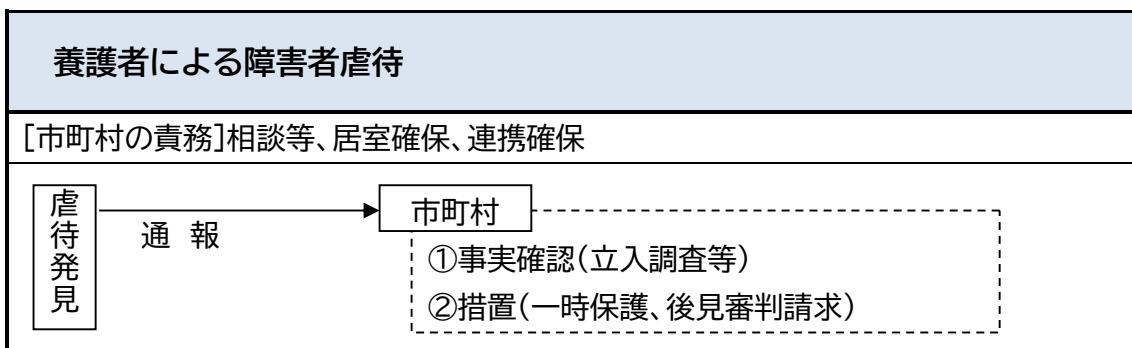
### ③使用者による障害者虐待類型(例)

区分	内容と具体例
身体的虐待	<p><b><u>①暴力的行為</u></b></p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。</li> <li>・ぶつかって転ばせる。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刃物や器物で外傷を与える。</li> <li>・本人に向けて物を投げつけたりする。</li> </ul> <p><b>②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為</b></p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が苦痛な姿勢や、危険が及ぶ環境での仕事を強要する。</li> <li>・乱暴に車いすに移乗させる。</li> </ul> <p><b>③正当な理由のない身体拘束</b></p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすやベッドなどに縛り付ける。</li> <li>・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける。</li> <li>・自分の身体で本人を押さえつけて行動を制限する。</li> <li>・自分の意思で開けることのできない部屋等に隔離する。</li> </ul>
性的虐待	<p><b>あらゆる形態の性的な行為又はその強要</b></p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キス、性器等への接触、性交、性的行為の強要。</li> <li>・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)。</li> <li>・わいせつな映像や写真を見せる。</li> <li>・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。</li> <li>・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。</li> </ul>
心理的虐待	<p><b>①威嚇的な発言、態度</b></p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・怒鳴る、罵る。</li> <li>・「できないなら辞めろ」等と言い脅かす。</li> </ul> <p><b>②侮辱的な発言、態度</b></p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。</li> <li>・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮辱的な発言。</li> <li>・「臭い」「汚い」などと言う。</li> <li>・「使えない」「クズ」「無能」「障害者だからって甘えるな」などと言う。</li> <li>・「ブス」などの容姿を侮辱する発言をする。</li> <li>・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。</li> <li>・体調が悪く休んだことに対し「する休みするな」などと言う。</li> </ul> <p><b>③障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような態度</b></p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「どうしてこんなことができないの」などと言う。</li> <li>・他の社員に障害者や家族の悪口等を言いふらす。</li> <li>・他の社員に個人情報を言いふらす。</li> <li>・本人の意思に反して障害の内容を他の社員に伝える。</li> <li>・話しかけ等を無視する。</li> <li>・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。</li> <li>・したくてもできないことを当てつけにやってみせる。</li> <li>・本人の障害から明らかにできない仕事を押し付ける。</li> </ul> <p><b>④障害者の意欲や自立心を低下させる行為</b></p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が仕事を要求しているにもかかわらず取り合わない。</li> <li>・どうせできないと決めつけて仕事を与えない。</li> <li>・本来の仕事ではない、お茶くみ等の過小な仕事ばかり与える。</li> </ul>

	<p><b>⑤交換条件の提示</b>  <b>【具体的な例】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「これができたら辞めなくてもいい」などの交換条件を提示する。</li> </ul> </p> <p><b>⑥心理的に障害者を不当に孤立させる行為</b>  <b>【具体的な例】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無視する。</li> <li>・本人の意思を無視して、社内の懇親会や行事等に参加させない。</li> <li>・面会者が訪問しても、本人の意思や状態を無視して面会させない。</li> </ul> </p> <p><b>⑦その他著しい心理的外傷を与える言動</b>  <b>【具体的な例】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。</li> </ul> </p>
放棄・放置	<p><b>①必要とされる職場環境の改善や配慮を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</b>  <b>【具体的な例】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人にとって危険な状況を改善しない。</li> <li>・健康状態の悪化をきたすような環境で働かせる。</li> <li>・障害に配慮しない環境を継続させ、放置する。</li> </ul> </p> <p><b>②必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限する行為</b>  <b>【具体的な例】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動に車いすが必要であっても使用させない。</li> <li>・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。</li> </ul> </p> <p><b>③障害者の権利や尊厳を無視した行為</b>  <b>【具体的な例】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。</li> <li>・「自分で考えろ」と繰り返し、何も対応しない。</li> </ul> </p> <p><b>④他の労働者による虐待行為を放置すること</b>  <b>【具体的な例】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の社員がからかっている状況を放置する。</li> <li>・他の社員が悪口を言っているのに注意しない。</li> <li>・他の社員が無視をしている状況を放置する。</li> <li>・他の社員が性的な言動をしたことを放置する。</li> </ul> </p> <p><b>⑤その他上記に準ずる行為を行うこと</b></p>
経済的虐待	<p><b>①本人の同意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</b>  <b>【具体的な例】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低賃金を払わない。</li> <li>・決められた給料を払わない。</li> <li>・給料の支払いを遅らせる。</li> <li>・不明な金銭を給料から天引きする。</li> <li>・年金や賃金を管理して渡さない。</li> <li>・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。</li> </ul> </p>

### (3) 障害者虐待防止等に係る各スキーム



#### (注意)

就労継続支援 A 型事業所に関する相談・通報・届出は、虐待者が使用者に当たる場合は、使用者による障害者虐待にも該当します。  
使用者の定義については、[3ページ](#)を参照してください。

#### (4) 障害者虐待における各種関連法の対象範囲

所在場所 年齢	在宅 (養護者 ・保護者)	福祉施設・事業					企業	学校 病院 保育所	精神 科病 院		
		障害者総合支援法		介護保 険法等	児童福祉法						
		障害福祉 サービス 事業所 (入所系、日 中系、訪問 系、GIE等含 む)	相談支援 事業所	高齢者 施設等 (入所系、 通所系、訪 問系、居住 系等含む)	障害児通 所支 援事 業所	障害児 入所施 設等 ※3	障害児 相談支 援事業 所				
18歳未満	児童虐待 防止法 ・被虐待 者支援 (都道府県) ※1			—	障害者 虐待防 止法 (省令) ・適切な 権限行 使(都道 府県・市町 村) ※4	児童福 祉法 ・適切な 権限行 使(都道 府県・市町 村) ※4	障害者 虐待防 止法 (省令) ・適切な 権限行 使(都道府 県・市町村)				
18歳以上 65歳未満	障害者虐 待防止法 ・被虐待 者支援 (市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (都道府県・ 市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (都道府県・ 市町村)	— 【特定疾病 40歳以 上】	(20歳ま で) ※2	【20歳ま で】	—	障害者 虐待防 止法 ・適切な 権限行 使(都道府 県・労働局)	障害者 虐待防 止法 ・間接的 的防止措 置 (施設長・ 管理者)		
65歳以上	障害者虐 待防止法 高齢者虐 待防止法 ・被虐待 者支援 (市町村)			高齢者 虐待防 止法 ・適切な 権限行 使 (都道府県 市町村)	—	—	—		精神保 健福祉 法 ・適切 な権限 行使 (厚生労 働省・都 道府県)		

※1 養護者への支援は、被虐待者が 18 歳未満の場合も必要に応じて障害者虐待防止法も適用され、配偶者から暴力を受けている場合は、DV 法の対象にもなる。

※2 放課後等デイサービスのみ

※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等(児童福祉法第 33 条の 10)

※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法の対象に、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

## (こんなケースでは?)

- 18歳未満の障害児が利用している障害福祉サービス事業所(短期入所・居宅介護)にて虐待が発生した場合
- 65歳以上の高齢障害者が就労している企業等にて虐待が発生した場合
- 65歳以上の高齢障害者が利用している障害福祉サービス事業所にて虐待が発生した場合

⇒ **障害者虐待防止法が適用**

- 18歳以上20歳までの障害者が入所している障害児施設や児童養護施設にて虐待が起こった場合

⇒ **児童虐待防止法が適用**

- 65歳以上の高齢障害者が利用している高齢者施設等で虐待が起こった場合

⇒ **高齢者虐待防止法が適用**

## (障害児入所施設における虐待)

障害児入所施設の入所児童に対し、施設職員等から虐待が行われた場合の対応は、児童福祉法の被措置児童等虐待防止のための枠組みが適用されます。  
(=障害者虐待防止法の適用範囲外)

被措置児童とは、里親等に委託されている児童、児童養護施設や障害児入所施設等に入所している児童、一時保護もしくは一時保護委託をされている児童を指します。

契約で入所している児童もここに含まれます。

虐待を受けたと思われる被措置児童等を発見した人には通告義務が課せられており、通告受理期間へ通告しなければならないこととされています。

- 通告受理機関 ⇒ 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会もしくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会もしくは市町村

## (5) 虐待行為と刑法

障害者虐待は、その内容や程度によっては刑事罰の対象になる場合があります。

虐待行為の類型	該当する刑法の例
身体的虐待	殺人罪、傷害罪、暴行罪、逮捕監禁罪
性的虐待	不同意わいせつ罪、不同意性交等罪
心理的虐待	脅迫罪、強要罪、名譽毀損罪、侮辱罪
放棄・放置	保護責任者遺棄罪
経済的虐待	窃盗罪、詐欺罪、恐喝罪、横領罪

## (6) 障害者虐待以外の通報・届出への対応

障害者虐待防止法において障害者虐待とは、3ページのとおり定義されていますが、同法第3条に「何人も障害者を虐待してはならない。」と規定されているため、その他の者から行われた障害者への虐待を発見した人が任意の通報を行う場合が考えられます。その際の対応等については、国手引きの32ページを参考にしてください。

### (精神科病院における虐待防止措置)

精神保健福祉法の一部改正により、令和6年4月から精神科病院における虐待防止措置が義務化され、精神科病院において業務従事者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に、都道府県への通報が義務となりました。

市町においては、これらの虐待について相談等があった場合は、都道府県に適切につなぐ等、連携を図っていくことが重要です。

#### 【参考】通報先一覧(R7.4.1 時点)

名称	管轄区域	電話番号
県保健福祉部 障害福祉課	宇都宮市	028-623-3093
県西健康福祉 センター	鹿沼市、日光市	0289-62-6224
県東健康福祉 センター	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-82-2138
県南健康福祉 センター	栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町	0285-22-6192
県北健康福祉 センター	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	0287-22-2259
安足健康福祉 センター	足利市、佐野市	0284-41-5895

### 3 障害者虐待の防止等に向けた基本的視点(市町・県・関係機関)

#### (1) 障害者虐待の防止と対応のポイント

障害者虐待防止と対応の目的は、障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することです。

障害者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた障害者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、障害者の権利擁護を基本に置いた切れ目ない支援体制を構築することが必要です。

##### ア 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

- ・住民やあらゆる関係者に対する障害者虐待防止法の周知
- ・障害者やその家族等の孤立を防止する地域における支援ネットワークの構築
- ・施設や事業所における第三者評価の実施や虐待防止委員会の設置、内部研修や会議を通じた内部の円滑なコミュニケーション
- ・介護技術に関する研修の実施やマニュアルの普及
- ・リスク要因を低減させるため自立支援協議会等を通した関係機関の連携

##### イ 虐待の早期発見・早期対応

- ・障害者虐待防止法に規定された通報義務の周知
- ・国、地方公共団体、保健、医療、福祉等の関係者は虐待の早期発見に努める
- ・地域との協力連携、ネットワークの構築による虐待の早期発見・対応の仕組み作り
- ・夜間や休日においても相談や通報、届出や緊急の保護に対応できる体制整備や関係機関、住民への周知

#### (注意)

施設や事業所から事故報告書が提出された際には、その内容が虐待に当たらないか注意し、よく確認することが重要です。

##### ウ 障害者の安全確保を最優先する

- ・障害者の生命に関わるような緊急的な事態の場合、一刻を争う
- ・障害者本人の自己決定が難しい場合や、養護者との信頼関係を築くことができない場合でも、本人の安全確保を最優先するために入院や措置入所等の緊急保護を必要とする場合がある。
- ・緊急的な保護を行った場合、養護者へのその後の丁寧なフォローアップが必要

#### (ポイント)

安全確保は「〇時間以内に」ではなく、「直ちに」という意識が大切です。

##### エ 障害者の自己決定の支援と養護者の支援

- ・虐待を受けた障害者は、本来の生きる力や自信を失っている場合がある。
- ・障害者が本来持っている力を引き出す関わりを行い、本人の自己決定を支援する

視点が重要。

- ・虐待をしている養護者を加害者としてのみ捉えず、養護者自身が何らかの支援を必要としていることも想定する。
- ・本人の安全確保を最優先しつつ、養護者への支援も意識する必要がある。

### (ポイント)

養護者による虐待では、「加害者」は同時に「支援者」でもあります。まずは、これまでの支援をねぎらう等、敬意を持った対応が必要です。

#### オ 十分な情報収集と正確なアセスメント

- ・情報について伝聞か直接聞いたものか、誰から聞いた情報か、実際に目撃したものかどうか等を注意し、正確に聞き取りを行う必要がある。
- ・適切な養護者支援には、障害者を取り巻く生活歴や生活状況について十分な聞き取りが不可欠。
- ・障害は要配慮個人情報として法律に規定されており、取扱いには十分注意する。

#### カ 関係機関の連携・協力による対応と体制

- ・支援の各段階で複数の関係機関が連携を取りつつ障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応する。

#### キ 十分な説明と見通しを示す

- ・障害者と養護者の双方に対し、市町の考え方を十分に伝え、また本人や養護者と一緒に考えながら、今後の展望や本人と養護者がすべきことを提示することが必要。

### (ポイント)

障害者虐待の防止は、まずは障害者虐待防止法に規定された通報義務を周知していくことが重要です。

法では、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、**生命又は身体に重大な危険が生じているかどうかに問わらず**、「速やかに、これを市町村に通報しなければならない。」としており、高齢者虐待防止法の同じ規定より更に一步踏み込んだ内容となっています。(※次ページ「障害者虐待防止法と高齢者虐待防止法の比較」を参照。)

また同じく、「虐待を受けたと**思われる**障害者を発見した者」と規定されているため、疑いの段階での積極的な通報を呼びかけることも重要です。

## 障害者虐待防止法と高齢者虐待防止法の比較

	障害者虐待防止法	高齢者虐待防止法
定義	<p>(定義)</p> <p><b>第二条3</b> この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び<u>使用者による障害者虐待</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第二条3</b> この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。</p>
身体的虐待	<p>イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は<u>正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。</u></p>	<p>イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p>
通報義務	<p>(養護者による障害者虐待に係る通報等)</p> <p><b>第七条</b> 養護者による<u>障害者虐待</u> (<u>十八歳未満の障害者について行われるもの</u>を除く。以下この章において同じ。)を受けたと思われる障害者を<u>発見した者は</u>、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。</p>	<p>(養護者による高齢者虐待に係る通報等)</p> <p><b>第七条</b> 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、<u>当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は</u>、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。</p>

### (2) 障害者虐待の判断に当たってのポイント

虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意します。このとき、判断が難しい場合もありますが、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応することが必要です。

- ア 虐待をしているという「自覚」は問わない
- イ 障害者本人の「自覚」は問わない
- ウ 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある
- エ 虐待の判断はチームで行う

## 【参考】障害者虐待発見チェックリスト

虐待していても本人にはその自覚のない場合や、虐待されていても障害者自らSOSを訴えないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。なお、これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。

### <身体的虐待のサイン>

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮などに傷がある
- お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇するちうちょする
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

### <性的虐待のサイン>

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになるひわい
- 人目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

### <心理的虐待のサイン>

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害(過食、拒食)がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

#### <放棄・放置のサイン>

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

#### <経済的虐待のサイン>

- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

#### <セルフネグレクト(自己による放任)のサイン>

自己による放任については、障害者虐待防止法に明確な規定がありませんが、このようなサインが認められれば、支援が必要な状態である可能性が高いと考えられます。

- 昼間でも雨戸が閉まっている
- 電気、ガス、水道が止められていたり、家賃の支払が滞っている
- ゴミが部屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
- 郵便物がたまつまま放置されている
- 周囲が相談に乗ろうとしても遠慮し、あきらめの態度がみられる

※「障害者虐待防止マニュアル」(NPO 法人 PandA-J)を参考に作成

#### (注意)

性的虐待はその性質上、特に被虐待者が声を上げづらく、被害が潜在化していると言われています。

本人が二次被害やフラッシュバックを恐れ、周囲への相談や行政への通報をためらっている場合がありますので、虐待のサインを見落とさないよう注意する必要があります。

また事実確認においても、本人の心情に十分配慮し、場合によってはカウンセリング等の心理的支援を併せて行うことも検討する必要があります。

## 4 障害者虐待の防止等に対する責務

### (1) 国及び地方公共団体の責務

- ① 関係機関の連携強化、支援等の体制整備(第4条第1項)
- ② 人材の確保と資質向上のための研修等(第4条第2項)
- ③ 通報義務、救済制度に関する広報・啓発(第4条第3項)
- ④ 障害者虐待の防止等に関する調査研究(第42条)
- ⑤ 成年後見制度の利用の促進(第44条)

### (2) 国民の責務

国民は、障害者虐待の防止等に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされています。(第5条)

### (3) 保健・医療・福祉等関係者の責務

保健・医療・福祉等関係者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならないとされています。

障害者虐待防止法では、以下の関係者が規定されています。

障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所、障害者福祉関係団体

障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、保健師、弁護士、使用者 等

さらに、次の関係者については、それぞれの責務が規定されています。

#### ① 障害者福祉施設の設置者等

障害者福祉施設従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備等障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置(第15条)

#### ② 使用者

労働者の研修の実施、苦情処理の体制の整備等の使用者による障害者虐待防止等のための措置(第21条)

#### ③ 学校の長

教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置等の虐待を防止するための措置(第29条)

#### ④ 保育所等の長

保育所等の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置等の虐待を防止するための措置(第30条)

#### ⑤ 医療機関の管理者

医療機関の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置等の虐待を防止するための措置(第31条)

## 5 市町及び県の役割と責務

### (1) 市町の役割と責務

#### ア 養護者による障害者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の速やかな障害者の安全確認、通報等に係る事実確認、障害者虐待対応協力者との対応に関する協議(第9条第1項)
- ② 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置及びそのための居室の確保(第9条第2項、第10条)
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法に規定する成年後見制度の利用開始に関する審判の請求(第9条第3項)
- ④ 立入調査の実施、立入調査の際の警察署長に対する援助要請(第11条、第12条)
- ⑤ 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する措置が採られた障害者に対する養護者の面会の制限(第13条)
- ⑥ 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置並びに障害者が短期間養護を受ける居室の確保(第14条第1項・第2項)
- ⑦ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備(第35条)

#### イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の事実確認等
- ② 通報又は届出を受けた場合の都道府県への報告(第17条→省令で定める)
- ③ 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使(第19条)

(※)②の都道府県への報告は、事業所の所在する都道府県へ行いますが、この報告については、中核市や権限委譲市が指定する施設・事業所の場合も対象に含まれます。

#### ウ 使用者による障害者虐待

- ① 通報等を受けた場合の県への通知(第23条)

#### エ 市町障害者虐待防止センターの機能

- ① 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する通報等の受理(第32条第1項)
- ② 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言(第32条第2項第1号)
- ③ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発(第32条第2項第3号)

## 才 その他

- ① 養護者、親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介
- ② 財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者に係る成年後見制度の利用開始に関する審判の請求

## (参考)

### ●市町と虐待防止センターの役割分担

市町	○障害者の安全確認、事実確認、その対応の協議 ○障害者の保護 ○成年後見制度利用開始に関する審査請求 ○立入調査 ○養護者支援(障害福祉サービスの導入による負担軽減等) ○障害者福祉施設従事者等及び使用者による障害者虐待通報等の県への報告
センター	○虐待の通報・届出の受理 ○相談・指導・助言 ○広報・啓発

### ●虐待防止センターを直営で行う場合の留意点

通報等の受理から緊急性の判断、安全確認や事実確認を全て市町で行います。市町において保健師や社会福祉士等の専門職員の配置や、相談支援事業所との連携によるバックアップ体制を整備する必要があります。緊急的な対応が求められる通報については、休日や夜間を含めた対応が可能となるよう、専用の携帯電話の所持や、関係部署や日直との連携が必要です。

## (2) 県の役割と責務

### ア 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ① 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使(第19条)
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況やその際に採った措置等の公表(第20条)

### イ 使用者による障害者虐待について

- ① 使用者による障害者虐待に係る事案の労働局への報告(第24条)

## ウ 県障害者権利擁護センターの機能

- ① 使用者虐待に関する通報又は届出の受理(第36条第2項第1号)
- ② 市町が行う措置に関する市町相互間の連絡調整、市町に対する情報提供、助言  
その他の援助(第36条第2項第2号)
- ③ 障害者及び養護者支援に関する相談、相談機関の紹介(第36条第2項第3号)
- ④ 障害者及び養護者支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等(第36条第2項第4号)
- ⑤ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する情報の収集分析、提供(第36条第2項第5号)
- ⑥ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する広報・啓発(第36条第2項第6号)
- ⑦ その他障害者虐待の防止等のために必要な支援(第36条第2項第7号)

### ■ 栃木県障害者権利擁護センターの設置と業務

県では、保健福祉部障害福祉課に、平成24年10月1日、栃木県障害者権利擁護センターを設置し、障害者の虐待の防止及び養護者に対する支援に関する業務を実施しています。

また、使用者による障害者虐待の通報等は、市町障害者虐待防止センターのほか、栃木県障害者権利擁護センターでも受け付けています。

なお、センターの連絡先は次のとおりです。

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1-1-20

栃木県保健福祉部障害福祉課(福祉サービス事業担当)

TEL:028-623-3139(通報・届出専用)

FAX:028-623-3052

E-MAIL:tochigi-shougaishakenri@dream.jp(通報・届出専用)

(受付時間:土日祝日等を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

## 6 重篤な障害者虐待事案の検証等の重要性

生命・身体等に重大な影響があった障害者虐待事案が発生した場合は、事態が収束した後、できる限り速やかに発生した障害者虐待事案の検証を実施します。

検証の実施主体は、養護者による障害者虐待については市町、障害者福祉施設従事者による障害者虐待については県とすることが考えられます。

県では、平成31年3月に「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待対応事例集」を作成し、市町における実際の虐待対応に当たって、緊急性の判断や虐待の有無を判断する際の参考資料として活用を図っています。

## 7 障害者虐待防止対策支援事業

厚生労働省では、県・市町が行う障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、「障害者虐待防止対策支援」を障害者総合支援法による地域生活支援促進事業として位置付けています。事業の内容は以下のとおりです。

### (1)事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

### (2)事業内容

#### ①虐待時の対応のための体制整備

(例)専門職員の確保、社会福祉士と弁護士による虐待対応専門職チームの活用促進

#### ②連携協力体制の整備

(例)地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

#### ③障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

(例)施設・事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する研修の実施

#### ④普及啓発

(例)障害者虐待の通報義務等の広報

県では障害者虐待防止対策支援事業として毎年、障害者福祉施設等従事者及び市町障害者虐待防止担当者を対象に「栃木県障害者権利擁護・虐待防止研修」を実施し、資質向上に努めています。

①の体制整備における虐待対応専門職チームについては、(一社)栃木県社会福祉士会が次ページのとおり活動を行っていますので、導入を検討してください。

## 社会福祉士会と弁護士会が行っている 「虐待対応専門職チーム」をご紹介します

### 1 「虐待対応専門職チーム」のスタンダードモデル

#### (1) チームとしての助言を行うという仕組みです

虐待対応における判断や具体的な対応方法に関して、法的枠組み及びソーシャルワークの観点から助言します。弁護士、社会福祉士両者の視点が有機的に絡み合うことから、弁護士と社会福祉士がチームとして助言します。

#### (2) 助言者として間接的な支援をする仕組みです。

専門職チームの目的は、行政の虐待対応力の向上です。

また、助言の客観性、適切性という観点から、アドバイザーとして助言します。

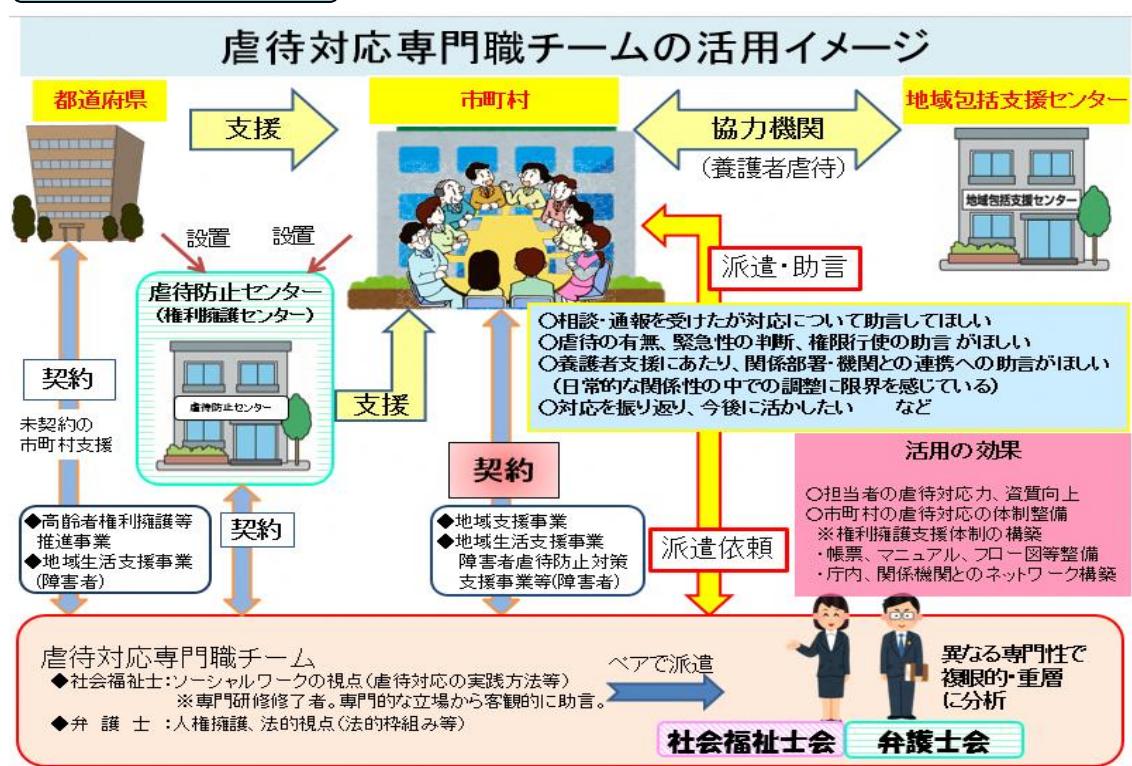
#### (3) チームの助言は個別のケース会議を通じた具体的な助言です。

一般的、抽象的な講釈ではなく、具体的な案件について具体的な助言を行います。

#### (4) 市町村などとの契約に基づいて助言します。

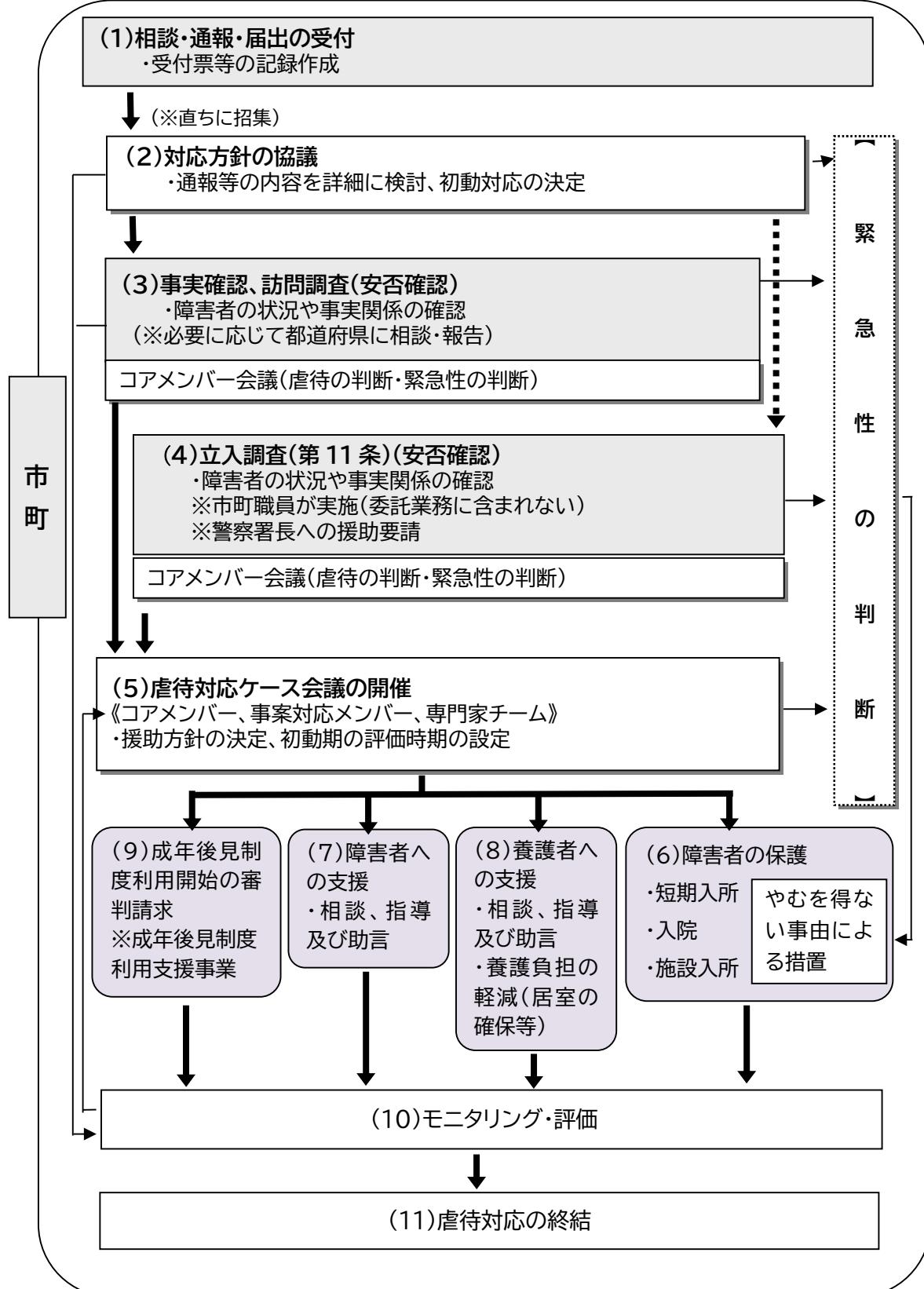
虐待防止法の責任主体はあくまで市町であり、その市町との契約により、助言します。

### 2 活用イメージ図



## II 具体的な対応策

## 1 養護者による障害者虐待への対応(市町)



## (1) 相談・通報・届出の受付

### ア 相談、通報・届出の受付体制の整備

#### (ア)情報の集約・管理のしくみの整備

事前に、障害者虐待に関する相談や通報等に係る共通の受付票等の記録様式を整備し、記録方法の統一や情報を集約させるためのルールを整理しておくことが有効です。

これにより統一的な観点・基準での判断が可能になるとともにケース対応に関わる機関同士が情報を共有化しやすくなり、より有効な連携に繋げることが可能になります。

#### (イ)時間外の対応の体制整備

障害者虐待に関する通報等は平日の日中のみに寄せられるとは限らないため、休日・夜間でも迅速かつ適切に対応できる体制(時間外窓口、職員連絡網、夜間対応マニュアル等)を整備します。

#### イ 受付記録の作成

相談内容について必要な項目を正確に聞き取るため、相談受付票を準備し、虐待の状況や障害者・養護者の状況、通報者の状況等を聞き取ることが重要です。

最初の聞き取りを誤ると、虐待内容を把握する機会を逸してしまったり、後の調査や介入が困難になってしまうこともあるため、慎重かつ丁寧に相手の訴えたい内容を引き出しながら対応する必要があります。

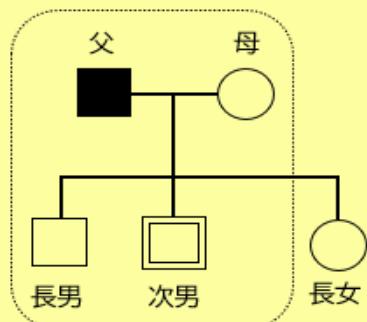
通報等受付時の留意事項は、次ページのとおりです。

### (参考)

受付記録は、58ページの「通報・相談・届出等受付票」を参考してください。

また、家族構成を聞き取る際は、ジェノグラムを用いた整理が有効です。

(※ジェノグラム…本人(被虐待者)を中心とした家族関係を表した図)



#### 記載のルール(一部)

- ・性別で分ける。(男性は□、女性は○)
- ・本人は二重にする。
- ・子は左から生まれた順に記載する。
- ・死亡している家族は黒く塗りつぶす。
- ・同居している家族は点線で囲む。

## ウ 警察からの通報

各都道府県警察では、警察安全相談、障害者を被害者とする事案等の捜査、保護の取り扱い等各種警察活動に際し、障害者虐待事案を認知した場合、虐待行為者の種別を問わず、市町村に通報することとされています。

## ■ 通報等受付時の留意事項

### ○ 聴取の心構え

- ① 落ち着いて柔らかな口調を心がけ、共感的に傾聴する。
- ② 相手が虐待という言葉を使わない場合でも、内容から虐待が疑われる場合、その後の対応を念頭に置いて相談を進める。
- ③ 法第8条の守秘義務を説明し、相手が安心して話ができるようにする。

### ○ 確認すべき事項

- ① 虐待の状況(いつ、どこで、誰が、なにを、どのように、何回、等)
  - ・虐待の種類や程度、経過及び緊急性の有無
  - ・目撃者や証拠(写真・録画・録音等)の有無
- ② 障害者の状況
  - ・障害者本人の氏名、居所、連絡先
  - ・障害者本人の心身の状況や意思表示能力
- ③ 虐待者の状況
  - ・虐待者の状況
  - ・虐待者と障害者の関係(養護者の場合、その他家族との関係も含む。)
- ④ 相談者(通報者)の情報
  - ・氏名、連絡先、障害者や虐待者、家族との関係等

### ○ その他

- ① 具体的、客観的事実を中心に記載し、情報の出所は明確にする。
- ② 特殊な専門用語や一般化していない外国語は使用しない。
- ③ 関係記録との重複記録は避け、重複して記載するような場合は説明書きをする。

### ※通報者への報告・情報共有について

- ・通報者に協力を求める場合、通報者には守秘義務が無いため、慎重に検討する。
- ・自分が通報した後どうなったのか心配等の理由から、通報者からその後の経過等について問合せがあることも考えられる。その場合、通報について感謝を伝えた上、守秘義務のため、個人情報に属することについて通報者に報告できないことを丁寧に説明し、理解を求める。

## (2) 対応方針の協議

相談・通報・届出を受けたときは、直ちに虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要な場合かどうかを判断します。これらは相談を受け付けた職員個人ではなく、受付記録を元に市町の障害者虐待対応部局の管理職(又はそれに準ずる者)が必ず入ったコアメンバー会議の場で組織的に判断します。

会議についての主な留意事項やポイントは、以下のとおりです。

- 会議の前に相談時点で未確認又は不明の事項を確認し、整理の上、市町内部や関係部署で分かる情報については、あらかじめ収集しておく。
- 得られた情報を元に、まずは緊急性の判断と初動対応の方針を決定する。
- 事実確認に係る役割分担を決め、いつまでにどう対応するか等を具体的に決定する。
- 次回いつ会議を開催するか、あらかじめ日時を決めておく。

緊急性については、以下の例を参考に判断を行ってください。

### 緊急性が高いと判断できる状況(例)

#### (ア)生命や身体の安全が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される

- ・骨折、頭蓋内出血、重症のやけど等の深刻な身体的外傷がみられる。
- ・極端な栄養不良、脱水症状がある。
- ・「うめき声が聞こえる」等の深刻な状況が予測される情報がある。
- ・器物(刃物、食器等)を使った暴力の実施もしくは脅かしがあり、エスカレートすると生命や身体の危険が予測される。
- ・虐待者が同居している場合の性的虐待等、繰り返しの被害が予測される。

#### (イ)本人や家族の人格や精神状況に歪みを生じさせている、又はその恐れがある

- ・虐待を理由として、本人の人格や精神状況に著しい歪みが生じている。
- ・家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている。
- ・強い自殺念慮(「死にたい」等の発言)がある。

#### (ウ)虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない

- ・虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲が見られない。
- ・虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり、改善が望めそうにない。

#### (エ)障害者本人が明確に保護を求めている

- ・恐怖や不安の訴え(「怖い」「痛い」「怒られる」等の発言)がある。
- ・保護の訴え(「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「帰りたくない」等の発言)がある。

#### **(才)養護者本人が明確に保護を求めている**

- ・「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の発言がある。
- ・障害者を保護してほしいとの訴えがある。

#### **(力)虐待者が援助者を拒否(又は対立)し、分離をしなければ保護が図れないとき**

- ・医療が必要であるのに、医師の介入を拒否し、障害者の生命が危ぶまれている。

#### **(キ)その他、過去の経験や情報から、現在の状態での援助が困難と想定されるとき**

### **緊急性の判断後の対応**

#### **○緊急性があると判断したとき**

障害者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断した場合、本人の安全を目視により確認することを原則とし、早急に介入する必要がある場合は、措置を含めた保護方法を速やかに検討します。

#### **○緊急性がないと判断したとき**

緊急性がないと判断できる場合には、その後の調査方法と担当者を決定します。  
その際、調査項目と情報収集する対象機関を明らかにして職員間で分担します。

※情報不足等により緊急性の判断ができない場合、障害者の安全が確認できるまで、  
さらに調査を進めます。

### **(3) 事実確認・訪問調査**

会議で決定された方針や役割分担に基づき、実際に本人や関係者を訪問する等、事実確認を行います。

事実確認と情報収集についての主な留意事項とポイントは、以下のとおりです。

#### **①原則として自宅を訪問する**

- ・一方的に虐待者と決めつけず、先入観をもたないで対応する。
- ・本人と虐待者は可能な限り、別々の職員が対応する。
- ・事案によっては、健康相談等別の理由による訪問とすることを検討する。
- ・虐待者に虐待を疑っていることが極力分からぬよう対応する。  
(※虐待通報を受けての調査であることを明示することがよい場合もある。)
- ・プライバシー保護について説明する。

#### **②収集した情報に基づいて確認を行う**

- ・介護者をねぎらい、問題を一緒に解決することを伝えながら情報収集に努める。
- ・関係者から広く情報を収集する。(家の状況、居室内の状況、本人の様子等)

### ③解決すべきことは何かを本人や虐待者の状況から判断する

- ・緊急保護か見守りか。
- ・一時保護かサービス提供、家族支援か。
- ・介護負担軽減を図るプランを提案する。
- ・病院か施設か。
- ・担当者個人の価値観で判断せず、組織的に判断する。

### 関係機関から収集する情報の種類等の例

- 家族全員の住民票(同居家族構成の把握)
- 戸籍謄本(家族の法的関係や転居歴等)
- 生活保護受給の有無(受給していれば、福祉事務所を通じて詳しい生活歴を把握  
また、援助の際に福祉事務所と連携を図る)
- 障害福祉サービス等を利用している場合は、担当相談支援専門員や利用している障害  
福祉サービス事業所等からの情報
- 医療機関からの情報
- 警察からの情報
- 民生児童委員からの情報

### (ポイント)

障害者本人や養護者と信頼関係を築くことは、その後の支援にも大きく関わってくる重要な要素です。そのため、訪問調査は虐待を受けている障害者はもとより、養護者・家族等を支援するために行うものであることを障害者・養護者・家族等に十分に説明し、理解を得るよう努力することが必要です。

### (4) 立入調査

立入調査とは、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれが認められる場合、虐待を受けている障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査や質問を行うことです。

立入調査の要否を判断する際は、これまでのアプローチでは本人の生命又は身体の安全確認ができなかった経緯を整理し、決定に当たっては担当部署の管理職が参加する会議等で検討するとともに、正式な決裁を経ることが重要です。

立入調査が認められる状況について、以下のような例があります。

### 立入調査が必要と判断される状況の例

- 障害者の姿が長期にわたって確認できず、また、養護者が訪問に応じない等、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき
- 障害者が居所内において、物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき
- 何らかの団体や組織、あるいは個人が、障害者の福祉に反するような状況下で障害者を生活させたり、管理していると判断されるとき
- 過去に虐待歴や援助の経過がある等、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に障害者を会わせない等非協力的な態度に終始しているとき
- 障害者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき、泣き声等が目撲、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものができないとき
- 入院や医療的な措置が必要な障害者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき
- 入所施設等から無理やり引き取られ、養護者による加害や障害者の安全が懸念されるようなとき
- 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる障害者の安全が懸念されるような事態にあるとき
- 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、障害者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき
- その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、障害者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や障害者の保護が困難であるとき

立入調査の主な留意事項やポイントは、以下のとおりです。

- 立入調査のための身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは提示する。
- 市町障害者虐待防止センターの業務を委託している場合、委託先の職員単独では対応ができないため、必ず市町の担当部局職員が実施する。
- 立入調査の執行について、養護者等に事前に知らせる必要はないため、身体的虐待等で切迫した状況が想定される場合、事前通告無しでの実施も検討する。
- 立入を行うタイミングは、事案ごとに入念な検討や関係者間の協議を行い、例えば本人と養護者が共に在宅しているときと、養護者が外出中のときのいずれかが良いか等判断をする。
- 立入調査は法に基づいた行為であることを丁寧に説明し、冷静な対応を心がける。

- 障害者本人から聞き取りを行う際は、養護者から離れた場所で聴取する。
- 養護者に精神的な疾患が疑われる場合、保健所や保健センター、精神保健福祉センター等と連携し、精神保健福祉相談員の同行を検討する。
- 養護者が興奮して暴力をふるう、窓から飛び降りる等、考えられるリスクや危険な状況をあらかじめ想定しておく。
- 立入調査後は調査記録を作成する。

### (参考)

法では、正当な理由なく、立入調査を拒否したり、質問への答弁の拒否や虚偽の答弁を行ったり、障害者に答弁をさせなかつたり虚偽の答弁をさせた者に対しては、同法第46条により30万円以下の罰金が科せられます。

場合によってはこういった規定があることも説明し、立入への理解を求める。

法では、警察署長への援助要請等についての規定が設けられており、障害者の生命又は身体の安全確保に万全を期する観点から、必要に応じて適切に援助を求めなければならないとされています。(第12条第2項)

立入調査の際に養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがある等、市町職員だけでは職務を執行することが困難で、警察の援助が必要である場合には、所轄の警察署長宛てに援助依頼を行い、状況の説明や立入に関する事前協議を行うようにします。(87ページ参照)

### (5) 虐待対応ケース会議の開催

虐待対応ケース会議とは、訪問調査や立入調査等による事実確認を行った結果、それらの結果をもとに虐待が事実であるかどうかを組織的に判断し、当事案に対するその後の支援の方針を検討する会議です。

コアメンバー会議の出席者以外にも、相談支援事業所等の事案対応メンバーや、場合によっては弁護士等の専門家が入ることもあります。(24ページ参照)

会議では、事実に基づいて組織的に虐待の有無を判断するに至った根拠を記録として残すことが必要です。

会議についての主な留意事項やポイントは、下記のとおりです。

- 予定していた調査等が全て完了していないくとも、当初のコアメンバー会議で決めた日時で会議を行い、現在の状況について確認や整理を行う。
- 実施した事実確認等の内容によっては、これまで対応してきた部署や機関のほか、今

- 後関与することが予想される部署・機関にも会議への同席を依頼し、連携を図る。
- 個人情報の取り扱いについては、必ず会議前に出席者間で確認をしておく。
  - やむを得ない事由による措置や、面会制限等の権限行使について検討や判断を行う場もあるため、担当部署の管理職も会議に参加する。
  - 収集した各情報から虐待の発生要因や今後の課題等を整理し、出席者間で共有する。
  - 支援の方針を明確にし、各部署や機関が何の役割を果たしていくのか整理する。
  - 今後、誰が(どこが)どのタイミングでモニタリングを行うか確認する。

## (6) 障害者の保護

障害者の生命又は身体に関わる危険性が高く、放置しておくと重大結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合等には、障害者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

虐待を受けた障害者を保護・分離する手段は、契約による障害福祉サービスの利用や、身体障害者福祉法もしくは知的障害者福祉法に規定するやむを得ない事由による措置、医療機関への一時入院、市町独自事業による一時保護等の方法が考えられます。

やむを得ない措置とは、やむを得ない事由によって契約による障害福祉サービスを利用することが著しく困難な障害者に対して、市町村長が職権により障害福祉サービスを利用させることができるというものです。

### ※面会の制限

障害者虐待防止法では、やむを得ない事由による措置が採られた場合、市町長や障害者支援施設等の長は、虐待防止や障害者保護の観点から、養護者と障害者の面会を制限することができるとされています。(法第13条)

面会制限の留意事項やポイントは以下のとおりです。

- 面会制限はその必要性を組織で判断し、根拠を記録の上、明確にする。
- 養護者から直接施設等に面会の要望があった場合の対応を事前に協議しておく。
- 面会については本人の意思を確認の上、客観的に面会できる状態か見極める。
- 実際に面会を行う際は、施設職員や市町職員が同席する等、状況に応じて対応する。
- 契約入所や入院の場合、面会の制限規定はないが、面会によって本人の安全や権利に害が及ぶおそれがある場合、施設側と協議し、養護者を説得する等の対応をとる。

## (やむを得ない事由による措置について)

### ○「やむを得ない事由」とは(例)

- ①本人の意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がいない等の理由により、介護給付費等の支給申請、又は指定障害福祉サービス事業者との契約ができない場合
- ②家族等からの介護者から虐待を受け、当該介護者による虐待から保護される必要があると認められる場合
- ③その他、市町長が必要と認める場合

### ○「著しく困難」とは(例)

- ①指定障害福祉サービス事業者等との契約が期待できない場合
- ②市町への介護給付費等の支給申請が期待できない場合

根拠法	条項	規定内容
身体障害者 福祉法	第18条 第1項	身体障害者に対する障害福祉サービスの提供等の措置
	第18条 第2項	身体障害者に対する障害者支援施設等、療養介護を行う病院への入所等の措置
	第38条 第1項	本人・扶養義務者に対する措置に係る費用徴収
知的障害者 福祉法	第15条の 4	知的障害者に対する障害福祉サービスの提供等の措置
	第16条 第1項 第2号	知的障害者に対する障害者支援施設等、療養介護を行う施設への措置
	第27条	本人・扶養義務者に対する措置に係る費用徴収

※身体障害者・知的障害者以外の場合、本人を身体障害者又は知的障害者とみなして上記根拠法の規定を適用することが法第9条第2項で定められています。

### 【参考】法第9条第2項(抜粋)

当該障害者が身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者及び知的障害者福祉法にいう知的障害者以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第18条第1項もしくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4もしくは第16条第1項第2号の規定を適用する。

## (7) 障害者への支援

虐待対応ケース会議の結果、積極的な介入の必要性が高くないと判断される場合においても、虐待状況や要因、障害者本人や養護者等の状況に関するアセスメントに基づき適切な支援メニューを選定します。

支援についての主な留意事項及びポイントは、以下のとおりです。

### ①適切な障害福祉サービスや医療等の導入

- ・適切な障害福祉サービスを受けていない場合、導入を図る。
- ・本人への支援だけでなく、養護者の介護負担軽減としての視点も持つ。
- ・市町だけでは常時の対応は困難なため、相談支援事業所や日中活動系サービスを行う事業所等の協力を得て本人の見守りを分担する。

### ②経済的な困窮がある場合

- ・各種手当や年金等、本人が利用できると思われる制度を案内し、担当につなぐ。
- ・就業が必要な場合、就労支援を行うサービスや相談・支援機関につなぐ。

### (ポイント)

サービスを導入したり、相談につないだだけでよしとせず、その後の状況等の随時把握に努めることが重要です。

## (8) 養護者への支援

養護者による障害者虐待事案は、介護の知識不足や介護疲れ、家族間の人間関係、養護者自身の病気や障害等、複雑な要因が絡み合って虐待が生じています。養護者自身にも何らかの支援が必要な状態にあると考えて対応することが求められます。

養護者支援についての主な留意事項やポイントは、以下のとおりです。

- 養護者との間に信頼関係が確立されるよう努める。
- 障害者本人の保護を行う担当と、養護者への支援を行う担当を分ける等工夫する。
- 養護者の介護負担が大きい場合、短期入所や日中活動系のサービス等、本人と養護者が距離を取り、養護者が休息できる時間を持てるよう努める。
- 養護者に障害や疾病があり、適切な支援等を受けていない場合、各関係先につなぐ。

## (9) 成年後見制度等の活用

法では虐待対応のための手段として、市町村長は成年後見制度の審判の適切な請求や、成年後見制度が利用しやすい制度の構築を行うべきことが規定されています。

もし、虐待のケースにおいて本人に重い知的障害や精神障害があり意思表示ができないのであれば、成年後見制度を利用して本人の意思に沿った適切な障害福祉サービスの利用につなげていく必要があります。

### (参考)

#### ○虐待ケースにおける成年後見制度の利用例

- ・経済的虐待を受けたケース
- ・相続等で多額の財産を持っているケース
- ・措置により施設に入所したが、障害が重く措置から契約に移行できないケース
- ・以前、不当な物品販売や住宅改修等、財産上の不当取引の被害にあった者

成年後見制度は本人の判断能力に応じて下記のとおり2つの種類がありますが、一般的に障害者虐待の場合は、主に法定後見制度が活用されています。

種別	概要
法定後見制度	障害や認知症等で判断能力が不十分な方に対し、家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度
任意後見制度	あらかじめ任意後見人を選任し、今後判断能力が不十分になった場合にあらかじめ締結した契約に従って保護を行う制度

導入についての主な留意事項やポイントは、次ページのとおりです。

- 後見の申立ては原則、本人・配偶者・四親等内の親族等が行う。
- 親族等による申立てが期待できない場合(親族がない、申立てに反対している、親族自身が虐待している等)は、市町村長申立てを検討する。
- 申立てに当たっては、親族に申立てをする意思のある者がいるかどうかを確認するため、二親等以内の親族の有無を確認する必要がある。
- 二親等以内の親族がいる場合、その親族に意思がなければ市町長申立てを行う。

## (各類型についての整理)

	補助	保佐	後見
判断能力	精神上の障害により 判断能力が不十分 な人	精神上の障害により 判断能力が著しく不 十分な人	精神上の障害により 常に判断能力を欠く 状態にある人
申立権者	本人・配偶者・四親等以内の親族・未成年後見人・未成年後見監督人・後見人・後見等監督人・検察官・任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人・ <u>市区町村長</u>		
本人の同意	必要	不要	不要

同意権 取消権 付与対象	申立の範囲内で家庭裁判所が定める 特定の法律行為	民法 13 条第1項に 規定の行為及び申立の範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	日常生活に関する行為以外の行為
付与の審判	必要	不要	不要
本人の同意	必要	不要	不要
取消権者	本人、補助人	本人、保佐人	本人、成年後見人

代理権 付与対象	必要	不要	不要
付与の審判	必要	必要	不要
本人の同意	必要	必要	不要

## (10) モニタリング・評価

対応が一段落ついた場合であっても、支援の過程で再度状況が悪化するおそれがあるため、対応ケース会議で決定した方針に基づき行った支援内容について、定期的に評価や見直しを行います。

市町の担当職員や虐待防止センターの職員、相談支援専門員等が定期的な訪問を行うほか、支援を行う関係機関からの聞き取り等を通して障害者や養護者等の状況を把握・再評価し、必要があれば新たな支援を行うことを検討します。

モニタリング・評価を行う際の主な留意事項やポイントは、以下のとおりです。

- 先に行うケース会議の場で、あらかじめ時期や方法、担当者等を決めておく。
- 以前確認された虐待や不適切な支援が改善され、新しい虐待の芽はないか。
- 障害者本人や養護者にどのような変化があったか。例えば、障害福祉サービスの利用を開始した場合、環境に適応できているかを確認する。
- これまで行った一連の虐待対応について、支援の計画や援助方針が適切に遂行されているかどうかを確認する。

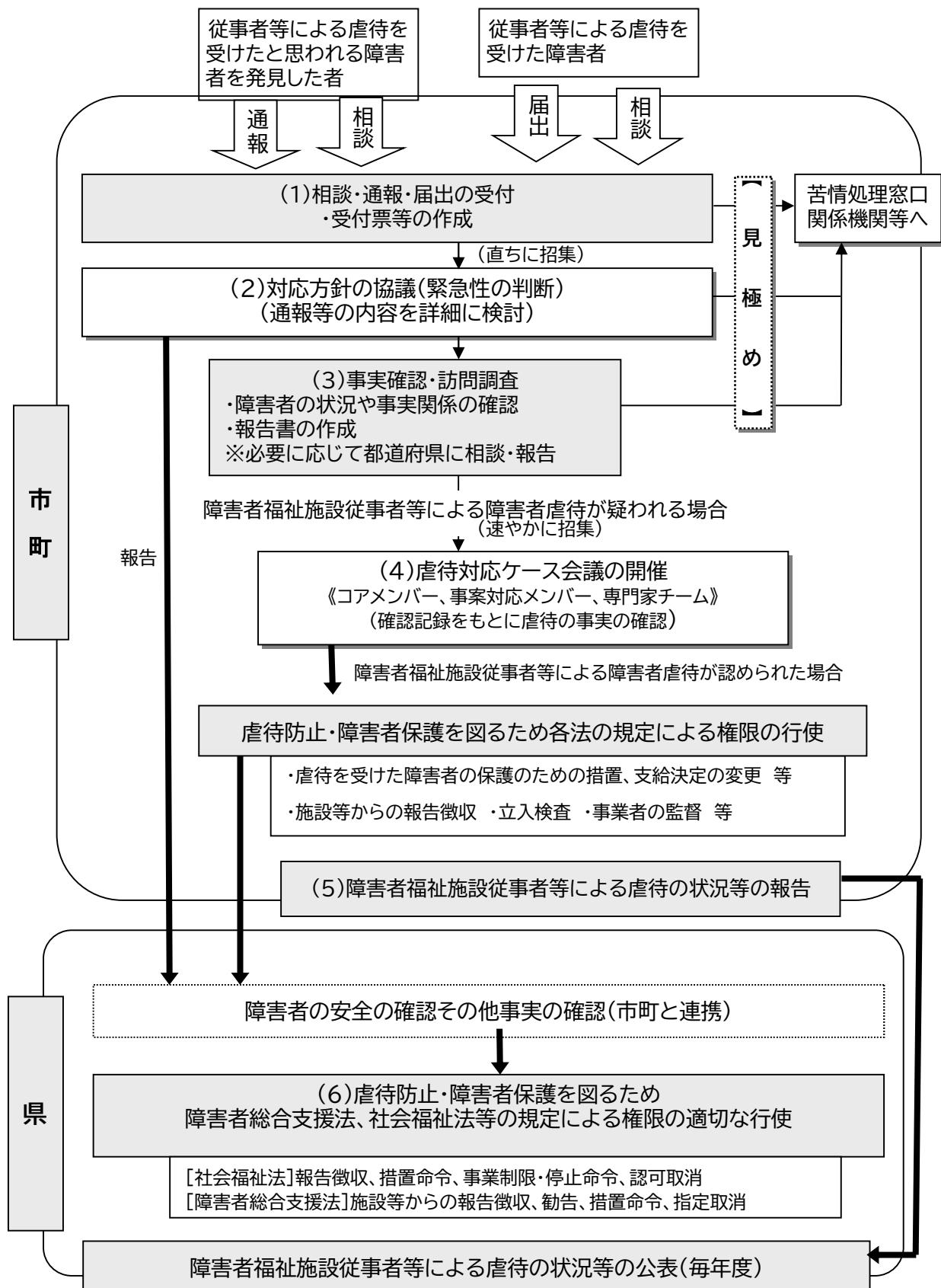
#### (11) 虐待対応の終結

虐待対応の終結とは、虐待行為が解消されたことで法による対応を終了することです。終結は、管理職を含めたコアメンバーが参加する会議において、モニタリングを行って確認できた客観的事実等を根拠とし、組織として判断します。

終結の判断についての主な留意事項やポイントは、以下のとおりです。

- 虐待行為そのものが解消され、虐待が発生する要因も除去されていること。
- 担当者個人ではなく、組織として確認の上、判断すること。
- 本人に必要な支援が確認され、関係部署に適切に引き継がれること。

## 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応(市町・県)



## (1) 相談・通報・届出の受付

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待については、原則、通報・届出を受けた市町が初期対応を行い、支給決定市町が判明した場合は速やかに引き継ぎを行い、併せて指定を行った県(中核市・権限委譲市)にも情報提供を行います。

基本的な対応姿勢や心がけるポイントは、養護者による虐待のものと同様です。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の対象となるサービスは、[3ページの別表](#)に記載のとおりです。

その他受付の主な留意事項やポイントは、以下のとおりです。

- 被虐待者が多数存在し、支給決定市町が複数にわたる場合、県障害者虐待防止センターに各市町間の連絡調整について情報提供及び相談を行う。
- 当該利用者以外にも虐待を受けているおそれのある利用者がいないか注意する。
- 利用者同士のトラブルであっても、放置されている場合は放棄・放置(ネグレクト)に該当する可能性がある。
- 就労継続支援 A 型事業所において、虐待者が使用者に当たる場合は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と使用者による障害者虐待の両方に該当する。(※使用者の定義については[3ページ](#)を参照)
- 利用者への虐待が施設外であったり、職員の勤務時間外であっても対象となる。

### (こんな場合は?)

(ケース1)A市が支給決定を行った障害者が、B市の施設(県指定)を利用

#### ①B市に通報があった場合

- ・B 市で緊急性や支給決定を確認後、A 市及び指定権者の県に連絡。
- ・A 市は事実確認後、判断結果を県へ報告。

#### ②A市に通報があった場合

- ・そのまま A 市で事実確認を行い、指定権者の県に判断結果を報告。

(ケース2)C市が支給決定を行った障害者が、D市(中核市)の施設を利用

#### ①D市に通報があった場合

- ・D 市で緊急性や支給決定を確認後、C市に連絡。
- ・C 市は事実確認後、D 市へ報告。併せて県にも情報提供。
- ・D 市はその後、指導等を行った場合は県に情報提供。

#### ②C市に通報があった場合

- ・そのまま C 市で事実確認を行い、D 市へ報告、併せて県にも情報提供。
- ・D 市はその後、指導等を行った場合は県に情報提供。

※上記は一般的な例であり、緊急を要する場合等は、関係各機関に対して、至急かつ同時に連絡を行ってください。

## (参考)

通報者が当該施設・事業所の従事者等である場合、通報者の保護にも配慮することが求められます。障害者虐待の通報等を行った従事者等は、通報等をしたこと理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないことが規定されています。(法第16条4項)

公益通報者保護法においても、通報者に対する保護が規定されています。

### 【公益通報者に対する保護規定】

- ・解雇の無効
- ・その他不利益な取扱い(降格、言及、自宅待機命令、退職の強要等)の禁止

## (2) 対応方針の協議

相談・通報・届出を受けたときは、養護者による虐待の対応と同様、速やかにコアメンバーミーティングを開催して対応方針を協議します。

基本的な対応姿勢やポイントは、[28ページ](#)に記載のとおりです。

## (注意)

虐待の内容が悪質であったり、組織的な虐待が疑われる場合、速やかに指導を行う必要があるため、県(中核市・権限委譲市)に一報を入れ、連携を図ります。

## (3) 事実確認・訪問調査

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報・届出を受けた際は、養護者による虐待の場合と同様、会議で決定された方針や役割分担に基づき、事実確認を行います。

ここでいう事実確認・訪問調査は、障害者総合支援法等に規定する調査権限に基づくものではなく、まずは施設・事業所の任意の協力の下で実施するものになります。

事実確認・訪問調査についての主な留意事項やポイントは、以下のとおりです。

- 事実確認に協力が得られない場合は、指定権者と連携して事実確認を行う。
- まずは虐待を受けたおそれのある利用者本人に直接面会し、安全を確認する。
- 必ず現場を訪問し、当事者や責任者等から直接聴取する。
- 他市町等から引き継いだ情報のみをもって事実確認とすることは不十分。
- 業務日誌や支援計画、事故報告書、ヒヤリハット記録等の書類も確認する。
- 要件を全て満たした身体拘束であっても、慎重に適否の確認を行う。

## (身体拘束について)

身体拘束は、「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」において、緊急やむを得ない場合を除き行つてはならないとされています。

### やむを得ず身体拘束を行う3要件及び手続き

#### 【3要件】

- ①切迫性:利用者本人又は他の利用者等の生命や身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ②非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的であること

#### 【手続き】

##### ①組織による決定及び個別支援計画への記載:

- ・支援を行う職員ひとりの判断ではなく、個別支援会議等で組織として慎重に検討・決定されたものであること
- ・拘束を行う場合は個別支援計画にその態様や時間、緊急やむを得ない理由を記載すること

##### ②本人・家族への説明:

- ・適宜利用者本人や家族に十分な説明の上、了解を得ること

##### ③記録の作成:

- ・拘束を行つた場合の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録すること

## (令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について)

令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定により、障害者虐待防止措置を実施していない事業所等に対して以下の減算が新設・見直しされました。

#### ①虐待防止措置未実施減算【新設】

- 次の(1)～(3)の措置を行っていない場合、所定単位数の1%を減算する。
- (1)虐待防止委員会の定期開催及び従業者に対する結果の周知徹底すること。
  - (2)従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること。
  - (3)上記措置を適切に実施するための責任者を配置すること。

#### ②身体拘束廃止未実施減算【減算額の見直し】

- 次の(1)～(4)の措置を行っていない場合、施設・居住系サービスについては10%、訪問・通所系サービスについては1%を所定単位数から減算する。
- (1)やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
  - (2)身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
  - (3)身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (4)従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること。

また、上記減算のほかにも、本人の意思に反した異性介助が行われないよう、指定基準の解釈通知において、本人の意向を把握し、それを踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨が明記されました。

#### (4) 虐待対応ケース会議の開催

養護者による虐待の場合と同様、本人及び施設・事業所への事実確認を行って確認できた事実を整理し、虐待の有無や今後、障害者総合支援法等に規定する権限行使を行うか等を検討します。

調査の結果、市町は自らが支給決定をした障害者の支援を適切に行うために必要があると認めたときは、施設等に対して口頭又は文書により指導を行うことができます。

#### (注意)

上記の指導は任意の調査に基づく行政指導のため、その指導に従わないことを理由として不利益な取扱をすることはできません。

#### (5) 市町から県への報告

虐待対応ケース会議を行い、虐待の事実が認められた場合や、施設・事業所が調査に協力しない等、県と市町が共同で調査を行うべきと判断される場合、虐待の事実が確認できていなくとも早期に市町から県へ報告することが必要となります。

また、悪質なケース等で県による迅速な権限発動が求められる場合には、速やかに市町から県に報告する等、必要に応じて柔軟な対応が求められます。

##### 県に報告すべき事項(例)

- ①障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別
- ②虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類及び障害支援区分その他心身の状況
- ③虐待の種別、内容及び発生要因
- ④虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、生年月日及び職種
- ⑤市町が行った対応
- ⑥虐待が行われた障害者施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

#### (注意)

①虐待が認められた場合 ⇒ [61ページの様式](#)を用い、報告してください。

②虐待が認められなかった場合 ⇒ 任意の様式で報告してください。

※虐待の事実が認められなかった場合の報告については、判断を行うまでの経緯や認められない判断した理由等を必ず記載してください。

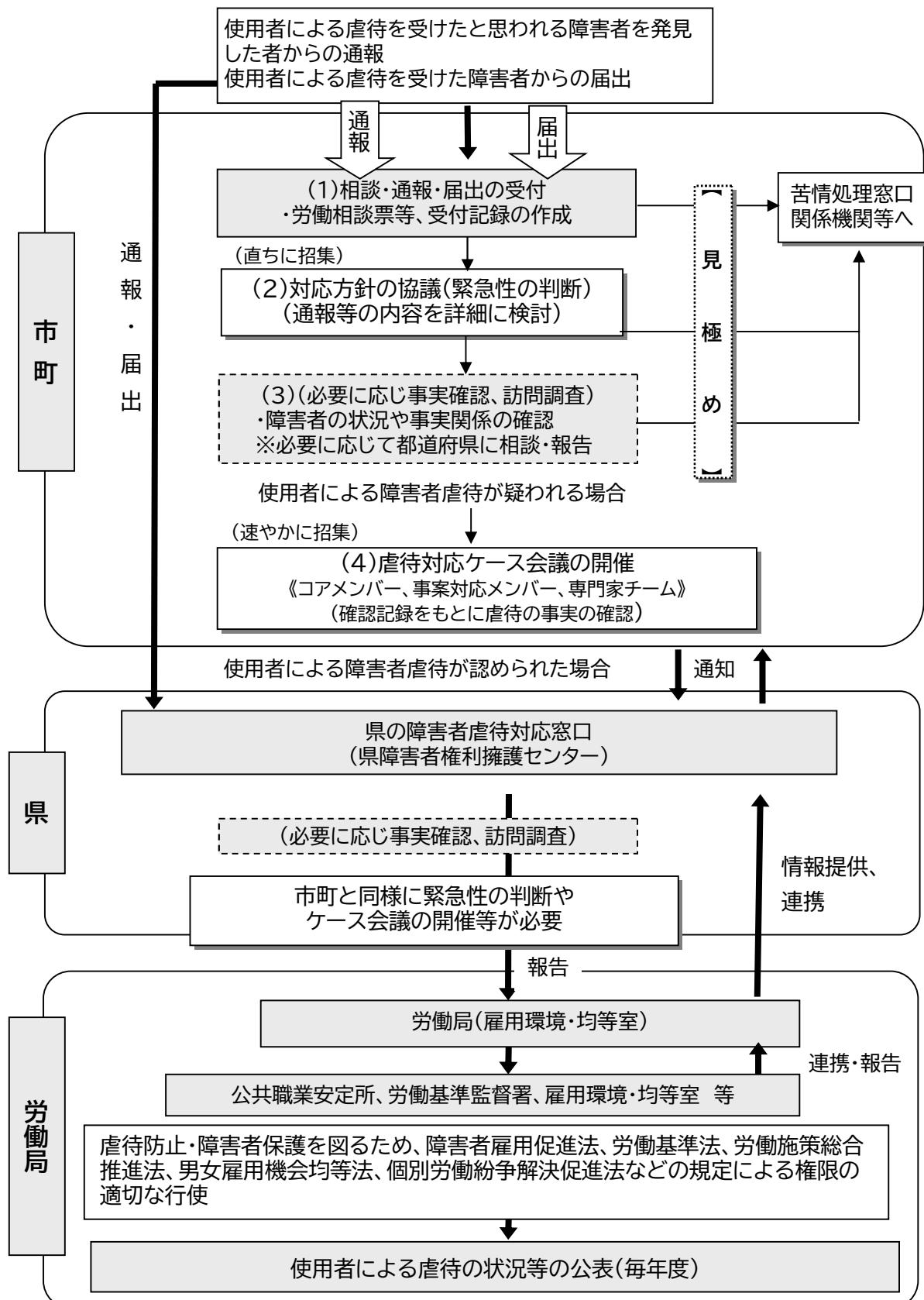
※判断が難しいケースにおいても、その後の経過や対応等について適宜報告や情報共有をお願いします。

## (6) 障害者総合支援法等の規定による権限行使

市町からの報告を受け、県は追加の事実確認や障害者総合支援法等に基づく権限の行使について検討を行います。

国マニュアルP123から126にかけて、関連する法律等による権限規定が記載されていますので、参考にしてください。

### 3 使用者による障害者虐待への対応(市町・県・労働局)



## (1) 相談・通報・届出の受付

使用者による虐待は、市町村又は都道府県への通報等が規定されています。

受付の主な留意事項やポイントは、以下のとおりです。

### 事業所の所在地と障害者の居住地が異なる場合

#### ①事業所の所在地の市町村に通報等があった場合

・聞き取り等の初期対応を行った上、事業所の所在地の都道府県へ通知する

#### ②居住地の市町村に通報等があった場合

・聞き取り等の初期対応を行った上、事業所の所在地の都道府県へ通知する

#### ※事業所の所在地又は居住地の都道府県に通報等があった場合

・通報を受けた都道府県は速やかに県労働局及び居住地の市町村へ連絡する

この他、基本的な対応姿勢や心がけるポイントは、養護者による虐待のものと同様です。

なお、使用者による虐待に関する通報等は、内容によっては明らかに使用者による障害者虐待ではなく、労働相談である場合があります。その際に案内すべき相談窓口は下記の例を参考にしてください。

○長時間労働について ⇒ 労働基準監督署

○離職票や失業手当について ⇒ 公共職業安定所

○セクハラ、パワハラ、配置転換等について ⇒ 都道府県労働局雇用環境・均等室

(※窓口が不明な労働相談の場合は、都道府県労働局雇用環境・均等室に相談)

## (2) 対応方針の協議

相談・通報・届出を受けたときは、養護者による虐待の対応と同様、速やかにコアメンバーミーティングを開催して対応方針を協議します。

基本的な対応姿勢やポイントは、[28 ページ](#)に記載のとおりです。

### (注意)

虐待を受けているおそれのある障害者が住み込みで働いている場合、外部の目が入りづらく、そのまま放置しておくと重大な結果を招くおそれがあります。

悪質な事案については速やかに所在地の都道府県を経由し、労働局へ報告を行う必要があります。

## (3) 事実確認・訪問調査

使用者による障害者虐待に関する相談・通報・届出を受けた際は、養護者による虐待の場合と同様、会議で決定された方針や役割分担に基づき、事実確認を行います。

しかし、市町村及び都道府県には事業所に対する指導権限はなく、事実確認は事業所の協力の下で実施されるものです。

事業所の協力が得られず、障害者本人の安全確保等の必要がある場合、市町村は都道府県を経由して、都道府県は直接、都道府県労働局に報告を行います。

事実確認・訪問調査の主な留意事項やポイントは、以下のとおりです。

**○事業所全体の環境について**

- ・どのような場所や環境か、適切な温度や湿度か、ケガ等の危険性がないか。
- ・休憩はどこでどのようにとるか。
- ・住み込みで労働している場合、居室等生活環境はどうか。

**○事業所の責任者や人事担当者、同僚等に対して**

- ・通報内容について把握をしているか、その後の対応はどうか。
- ・障害者本人と虐待者の関係性はどうか。
- ・一日の業務内容やスケジュール
- ・組織の形態や指示命令の系統について。
- ・本人の勤務態度
- ・本人の業務の負担度、難易度は適切か。
- ・相談等サポート体制の有無

**(注意)**

虐待について使用者や上司・同僚が認識しているかどうか、認識している場合は、どのような対応がとられているか、事業所の解決に向けた姿勢があるかどうかを確認する必要があります。

もし、使用者が問題を把握しているにもかかわらず、虐待行為の解消に向けた対応を行っていない場合、放棄・放置に当たる可能性があります。

**(4) 虐待対応ケース会議の開催**

本人及び事業所への事実確認を行って確認できた事実を整理し、[労働相談票\(63 ページ参照\)](#)により都道府県へ通知する等の対応について判断を行います。

**(参考)**

使用者による障害者虐待では、労働条件や雇用については労働局が権限行使等を通して改善を図りますが、障害者本人の日常生活の支援等については、養護者による虐待と同様、市町村が担当するため、事実確認や報告を終えた後も、各関係機関との連携した対応が必要です。

### III 障害者虐待対応 Q&A

問1

障害者虐待防止法における「障害者」とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「障害者」と定義されているが、障害者基本法における「その他の心身の機能の障害」とは、どのような障害が対象となるのか。

答1

障害者基本法の定義では、難病等に起因する障害等、必ずしもそのまま身体障害、精神障害、知的障害のいずれかの類型に当てはまらないものについても、「その他の心身の機能の障害」として含まれるものと整理されている。

問2

障害者虐待の防止や早期の発見等のための虐待防止ネットワークは、児童虐待や高齢者虐待の防止のための既存のネットワークと一体的に構築することは可能か。

答2

一体的に構築することは可能であるが、障害者虐待の防止に係る固有のメンバー（障害福祉サービス事業者や相談支援事業者、使用者虐待に対する関係機関など）に新たに参加してもらうことに留意する必要がある。

問3

立入調査に際し、職員が携帯する身分証明書は当該職員の職員証で代用できるか。

答3

立入調査の身分証明書は、「立入調査を行う職員であること」を証明することが求められることから、適切な身分証明書の作成と携帯が必要となる。

問4

同居して障害者本人を擁護している母ではなく、同居しているものの養護はしていない兄による虐待は、養護者による障害者虐待となるか。

答4

兄が本人の身の回りの世話等を行っていないのであれば、養護者による障害者虐待にはならないが、もし母が兄の虐待行為を放置している場合、養護者である母による放棄・放置に該当する場合がある。

問5

やむを得ない事由による措置で施設・事業所が利用定員を超えた受入をする場合、定員超過減算の扱いはどうなるのか。

答5

利用定員を超えて受入を行う際のやむを得ない事情として虐待が認められているため、定員超過減算の対象とはならない。

問6

中核市、権限委譲を受けた市等が指定を行った施設・事業所に対する権限行使はどこが行うのか。

答6

指定を行った当該中核市等が行使することとなる。なお、権限を行使した事案等については障害者虐待防止法第20条の規定により毎年度都道府県が公表を行うこととされているため、都道府県へ報告を行う必要がある。

(参考)

**第二十条** 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

問7

使用者による障害者虐待において、住み込みで働いている障害者が一時保護が必要となった場合、居室の確保は市町村の役割になるのか。

答7

労働局が担当するのは労働基準法等に規定する権限の行使であるため、生活支援については居住する市町村において関係機関と連携して対応することが求められる。

## IV 関係機関一覧

# 1 県障害者権利擁護センター、市町障害者虐待防止センター

## ○ 県障害者権利擁護センター

名 称	所在地	平 日		休日・夜間
		TEL	FAX	TEL
栃木県障害者権利擁護センター	宇都宮市塙田 1-1-20 保健福祉部障害福祉課内	028-623-3139	028-623-3052	—

## ○ 市町障害者虐待防止センター

宇都宮市障がい者虐待防止センター	宇都宮市旭1-1-5	028-632-2366	028-636-0398	028-632-2222
足利市健康福祉部障がい福祉課	足利市本城3-2145	0284-20-2134	0284-21-5404	0284-20-2222
栃木市保健福祉部障がい福祉課	栃木市万町9-25	0282-21-2219	0282-21-2682	0282-22-3535
佐野市こども福祉部障がい福祉課	佐野市高砂町1番地	0283-20-3025	0283-24-2708	0283-20-3025
鹿沼市障害者虐待防止センター	鹿沼市今宮町1688-1	0289-63-2176	0289-63-2284	0289-64-2111
日光市障がい者虐待防止センター	日光市今市本町1	0288-25-3715	0288-21-5105	0288-25-3715
小山市保健福祉部福祉総務課	小山市中央町1-1-1	0285-22-9619	0285-24-2370	0285-22-9420
真岡市障害者虐待防止センター	真岡市荒町5191	0285-83-8129	0285-83-8554	休日 0285-82-1111 夜間 0285-83-6105
大田原市保健福祉部福祉課障害支援係	大田原市本町1-3-1	0287-23-8954	0287-23-7632	0287-23-1111
矢板市虐待防止センター	矢板市本町5-4	0287-44-2112	0287-43-5404	080-8885-6095
那須塩原市障害者虐待防止センター	那須塩原市共墾社108-2	0287-62-7026	0287-63-8911	休日 0287-62-7026
さくら市障害者虐待防止センター	さくら市氏家2771	028-681-1161	028-682-1305	090-1996-4484 090-5554-6968
那須烏山市障がい者虐待防止センター	那須烏山市田野倉85-1	0287-88-7115	0287-88-6069	0287-80-1020
下野市社会福祉課	下野市 笹原26	0285-32-8900	0285-32-8601	0285-32-8888
上三川町健康福祉課障がい福祉係	河内郡上三川町しらさぎ1-1	0285-56-9128	0285-56-7493	0285-56-9128
益子町生活環境部福祉子育て課	芳賀郡益子町大字益子2030	0285-72-8866	0285-70-1141	休日 0285-72-2111 夜間 0285-72-8483
茂木町障害者虐待防止センター	芳賀郡茂木町大字茂木155	0285-63-5631	0285-63-5600	0285-65-0467
市貝町障害者虐待防止センター	芳賀郡市貝町大字市塙1280	0285-68-1113	0285-68-4671	休日 0285-68-1113 夜間 0285-72-8483
芳賀町障害者虐待防止センター	芳賀郡芳賀町大字祖母井1020	028-677-1112	028-677-2716	休日 028-677-1112 夜間 0285-72-8483
壬生町住民福祉部健康福祉課障がい福祉係	下都賀郡壬生町大字壬生甲3841-1	0282-81-1883	0282-81-1121	0282-81-1883
野木町障がい者虐待防止センター	下都賀郡野木町大字丸林571	0280-57-4196	0280-57-4193	090-3246-2260
塩谷町障害者虐待防止センター	塩谷郡塩谷町大字玉生741	0287-45-1119	0287-41-1014	080-1321-0347
高根沢町健康福祉課	塩谷郡高根沢町大字石末2053	028-675-8105	028-675-8988	休日 028-675-8105 夜間 028-675-1711
那須町障害者虐待防止センター	那須郡那須町大字寺子丙 3-13	0287-72-6917	0287-72-0904	休日 0287-72-6901
那珂川町障害者虐待防止センター	那須郡那珂川町馬頭555	0287-92-1119	0287-92-1164	休日 0287-92-1111

## 2 県、市町担当課

名 称	所在地	平 日		休日 夜間
		TEL	FAX	TEL
栃木県障害福祉課 (福祉サービス事業担当)	宇都宮市塙田 1-1-20	028-623-3059	028-623-3052	—
宇都宮市保健福祉部 障がい福祉課相談支援グループ	宇都宮市旭 1 丁目 1 番地 5 号	028-632-2366	028-636-0398	028-632-2222
足利市健康福祉部障がい福祉課	足利市本城 3-2145	0284-20-2134	0284-21-5404	0284-20-2222
栃木市保健福祉部障がい福祉課	栃木市万町 9-25	0282-21-2219	0282-21-2682	0282-22-3535
佐野市こども福祉部障がい福祉課	佐野市高砂町 1 番地	0283-20-3025	0283-24-2708	0283-20-3025
鹿沼市保健福祉部障がい福祉課	鹿沼市今宮町 1688-1	0289-63-2176	0289-63-2169	0289-64-2111
日光市社会福祉課障がい福祉係	日光市今市本町 1	0288-21-5174	0288-21-5105	—
小山市保健福祉部福祉総務課	小山市中央町 1-1-1	0285-22-9629	0285-24-2370	0285-22-9420
真岡市健康福祉部社会福祉課	真岡市荒町 5191 番地	0285-83-8129	0285-83-8554	0285-83-6105
大田原市保健福祉部福祉課障害支援係	大田原市本町 1 丁目 4 番 1 号	0287-23-8954	0287-23-1389	0287-23-1111
矢板市健康福祉部社会福祉課 障がい福祉担当	矢板市本町 5 番 4 号	0287-43-1116	0287-43-5404	080-8885-6095
那須塩原市保健福祉部社会福祉課	那須塩原市共墾社 108 番地 2	0287-62-7026	0287-63-8911	—
さくら市健康福祉部福祉課	さくら市氏家 2771 番地	028-681-1161	028-682-1305	028-681-1161
那須烏山市健康福祉課	那須烏山市田野倉 85-1	0287-88-7115	0287-88-6069	—
下野市健康福祉部社会福祉課	下野市 笹原 26	0285-32-8900	0285-32-8601	0285-32-8888
上三川町健康福祉課障がい福祉係	河内郡上三川町しらさぎ 1-1	0285-56-9128	0285-56-6868	0285-56-9128
益子町生活環境部福祉子育て課	芳賀郡益子町大字益子 2030	0285-72-8866	0285-70-1141	0285-72-8866
茂木町保健福祉課福祉係	芳賀郡茂木町大字茂木 155	0285-63-5631	0285-63-5600	0285-65-0467
市貝町長寿福祉課福祉係	芳賀郡市貝町大字市塙 1280	0285-68-1113	0285-68-4671	0285-68-1113
芳賀町健康福祉課	芳賀郡芳賀町大字祖母井 1020	028-677-1112	028-677-2716	028-677-1112
壬生町住民福祉部健康福祉課障がい福祉係	下都賀郡壬生町大字壬生 甲 3841-1	0282-81-1829	0282-81-1121	0282-81-1829
野木町町民生活部健康福祉課社会福祉係	下都賀郡野木町大字丸林 571	0280-57-4172	0280-57-4193	090-3246-2209
塩谷町福祉課	塩谷郡塩谷町大字玉生 955-2	0287-47-5173	0287-45-1840	080-1321-0347
高根沢町健康福祉課	塩谷郡高根沢町大字石末 2053	028-675-8105	028-675-8988	028-675-8105
那須町保健福祉課障がい者福祉係	那須郡那須町大字寺子丙 3-13	0287-72-6917	0287-72-0904	0287-72-6901
那珂川町健康福祉課社会福祉係	那須郡那珂川町馬頭 555 番地	0287-92-1119	0287-92-1164	0287-92-1111

### 3 県健康福祉センター

名 称	所在地	TEL	FAX
県西健康福祉センター	鹿沼市今宮町 1664-1	0289-64-3125	0289-64-3059
県東健康福祉センター	真岡市荒町 116-1	0285-82-3321	0285-84-7438
県南健康福祉センター	小山市犬塚 3-1-1	0285-22-0302	0285-22-8403
県北健康福祉センター	大田原市本町 2-2828-4	0287-22-2257	0287-23-6980
安足健康福祉センター	足利市真砂町 1-1	0284-41-5900	0284-44-1088
今市健康福祉センター	日光市瀬川 51-8	0288-21-1066	0288-22-6321
栃木健康福祉センター	栃木市神田町 6-6	0282-22-4121	0282-22-7697
矢板健康福祉センター	矢板市鹿島町 20-22	0287-44-1296	0287-43-9053
烏山健康福祉センター	那須烏山市中央 1-6-92	0287-82-2231	0287-84-0041

### 4 労働局

名 称	所在地	TEL	FAX
栃木労働局 雇用環境均等室	宇都宮市明保野 町1-4 宇都宮 第2地方合同庁 舎	028-633-2795	028-637-5998

## ▽ 參考資料・樣式

## 【参考資料】

- ①「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き(令和6年7月)」  
(厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室)  
(URL ⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/001282169.pdf>)
- ②「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(令和6年7月)」  
(厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室)  
(URL ⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf>)
- ③「障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における障害者虐待防止法の理解と対応  
(職場内虐待防止研修用冊子)」  
(厚生労働省)  
(URL ⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>)
- ④「わかりやすい障害者虐待防止法パンフレット」  
(厚生労働省)  
(URL ⇒ [0000121196.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-jaigo/seisaku-jaigo-0000121196.pdf))
- ⑤「使用者による障害者虐待の防止についての概要(リーフレット)」  
(厚生労働省・都道府県労働局)  
(URL ⇒ [0928-1.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-jaigo/seisaku-jaigo-0928-1.pdf))

## 【参考様式(主なもの)】

- ①「通報・届出・相談等受付票」……………58ページ
- ②「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について(報告)」……………61ページ
- ③「労働相談票(使用者による障害者虐待)」……………63ページ
- ④「障害者虐待事案に係る援助依頼書」……………66ページ

## ■ 通報・届出・相談等受付票

受付番号( )

通報等の受付	受付年月日(曜日)	令和 年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分
	対応職員	所属 職氏名
	受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他( )
	通報者等住所 〃 氏名 〃 連絡先 折返し電話確認の 諾否	電話 その他の連絡先( ) <input type="checkbox"/> 承諾(希望する連絡時間帯等 ) <input type="checkbox"/> 不承諾
	本人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族親族( <input type="checkbox"/> 同居・ <input type="checkbox"/> 別居)続柄( ) <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生・児童委員 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所 <input type="checkbox"/> 障害者福祉施設 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所 <input type="checkbox"/> 教育 機関 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他( )
本人の状況	氏名	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日( 歳)
	現住所 連絡先	住民票登録 <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる 電話 その他の連絡先( )
	居所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 施設( ) <input type="checkbox"/> 病院( ) <input type="checkbox"/> 会社の寮 <input type="checkbox"/> その他( )
	支援区分 障害 要介護度 介護	<input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 申請中
	利用サービス 障害 その他	<input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 申請中
	主な障害	<input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> その他( )
	障害者手帳	<input type="checkbox"/> 身障( ) <input type="checkbox"/> 知的( ) <input type="checkbox"/> 精神保健( ) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 申請中( )
	雇用形態	
	経済状況	生活保護( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
	その他の特記事項	
世帯の状況	家族構成等	

主訴			
虐待の内容・発生要因等	<p>発生日時 令和 年 月 日( ) 時 分</p> <p>発生場所</p> <p>(だれが、どのような虐待を、どの程度したのか、本人の状況とその後の対処など、具体的な内容を聞き取ります。)</p>		
情報源	<p>通報者等は、□実際に目撃した □怒鳴り声や鳴き声、物音等を聞いて推測した</p> <p>□本人から聞いた □関係者( )から聞いた □自分が虐待を受けた</p> <p>□その他( )</p>		
*養護者の状況	氏名 生年月日	性別 □男性 □女性 大・昭・平・令 年 月 日( 歳)	
	続柄	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親( ) <input type="checkbox"/> 子( ) <input type="checkbox"/> 兄弟( ) <input type="checkbox"/> 子の配偶者( ) <input type="checkbox"/> その他( )	
	職業		
	連絡先	住所 電話	その他の連絡先( )
	その他の特記事項		
*施設等の状況	福祉施設等名称 サービスの種別 所在地	住所 電話 FAX	
	虐待者の氏名 〃 生年月日 〃 職種	性別 □男性 □女性 大・昭・平・令 年 月 日( 歳)	
	その他の特記事項		
*事	事業所名 代表者職氏名 担当者職氏名		

業所の状況	所在地	住所 電話	FAX
	業種	( )	
	規模	( )	
	事業所への通知の 諾否	通報・届出の有無	<input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 拒否
	通報者氏名の通知	<input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 拒否	
	被虐待者氏名の通知	<input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 拒否	
虐待者の氏名 〃 生年月日 〃 職種	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 大・昭・平・令 年 月 日( 歳)		
被虐待者との関係	<input type="checkbox"/> 事業主 <input type="checkbox"/> 所属の上司 <input type="checkbox"/> 所属外の上司 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 不明		
* その他の虐待			
備考			

\*の事項は、虐待の区分に応じて必要事項を記入する。

年 月 日	処理経過
備考	

## 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について(報告)

本件は、当市町村において事実確認を行った事案

- 障害者福祉施設従業者等による障害者虐待の事実が認められた事案である。
- 特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要がある事案である。
- 更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。



(注)不明の項目については記載しなくてもよい。

### 1 障害者福祉施設等の名称、所在地及びサービス種別

・名 称 :		
・サービス種別 :	(事業者番号: _____)	
・所 在 地 :	TEL	FAX

### 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の性別、年齢及び障害種別その他の心身の状況

氏 名		性別( )	年齢( )
障害の種類 (支援区分)	身体障害 知的障害 精神障害 その他( ) 障害支援区分 非該当 1 2 3 4 5 6 不明等		
心身の状況			

### 3 虐待の種別、内容及び発生要因

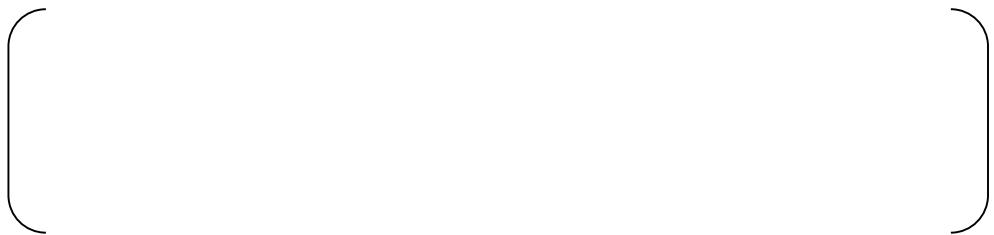
虐待の種別	身体的虐待 放棄・放置 その他( )	性的虐待 経済的虐待	心理的虐待
虐待の内容			
発 生 要 因			

4 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、生年月日及び職種

氏名		生年月日	
(資格を有する者についてはその資格及び職名を、その他の者については職名及び職務内容を記載すること)			

5 市町村が行った対応

- 施設等に対する指導
- 施設等からの改善計画の提出指示
- 虐待を行った障害者福祉施設従事者への注意・指導
- その他(具体的に記載すること)



6 虐待を行った障害者福祉施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

- 施設等からの改善計画の提出
- その他(具体的に記載すること)



障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第 17 条の規定に基づき、上記のとおり報告する。

令和 年 月 日

栃木県知事 ○○ ○○ 様

市町長名 △△ △△

## 労働相談票(使用者による障害者虐待)

(受付台帳番号)

処理欄

受付等	受付年月日	令和年月日	来庁等	1.来庁 2.電話 3.文書等 4.発見等	来庁等 発見等端緒	
	障害者虐待に関する通報・発見等の端緒	【市町村記入欄】 ( )	【都道府県記入欄】 ( )	【労働局等記入欄】 ①監督署等 ②安定所等 ③雇用環境・均等部(室) ④その他		
		1.通報 2届出	3通報 4届出	5相談 6発見		
通報(届出)者 届出者の事項	通報(届出)者 氏名			性別 1.男 2.女 3.不明	性別	
	事業所への 通知の諾否	通報・届出の有無	通報者氏名の通知	被虐待者氏名の通知		
	被虐待者との 関係	諾・否	諾・否	諾・否	関係	
	住所					年齢
	電話番号	TEL ( ) 携帯TEL - -				
被虐待者に関する事項	被虐待者氏名			性別 1.男 2.女 3.不明	年齢	
	年齢区分	1.～17歳 2.18、19歳 3.20～24歳 4.25～29歳 5.30～34歳 6.35～39歳～7.40～44歳 8.45～49歳 9.50～54歳 10.55～59歳 11.60～64歳 12.65歳以上 13.不明				
	障害の種類	1.身体障害 2.知的障害 3.精神障害(発達障害を除く) 4.発達障害 5.その他の心身の機能の障害				種類
	雇用形態	1.正社員 2.パート・アルバイト 3.派遣労働者 4.期間契約社員 5.その他( ) 6.不明				形態
	障害程度区分	1.区分1 2.区分2 3.区分3 4.区分4 5.区分5 6.区分6 7.なし 8.不明				程度区分
	心身の状況					
	住所					
電話番号	TEL - - 携帯TEL					
事業所に関する事項	事業所名	(事業所が【就労継続支援A型】の指定を受けているかどうか 有・無)				規模
	代表者職氏名					
	担当者職氏名					
	所在地					
	電話番号	TEL FAX - -				
	業種	1.農業、林業 2.漁業 3.鉱業、採石業、砂利採取業 4.建設業 5.製造業 6.電気・ガス熱供給・水道業 7.情報通信業 8.運輸業、郵便業 9.卸売業、小売業 10.金融業、保険業 11.不動産業、物品販貸業 12.学術研究、専門・技術サービス業 13.宿泊業、飲食サービス業 14.生活関連サービス業、娯楽業 15.教育、学習支援業 16.医療、福祉 17.複合サービス業 18.サービス業(他に分類されないもの) 19.公務 20.分類不能の産業 21.不明				業種

使 用 者 に 関 す る 事 項	使 用 者 名		性 別	生 年 月 日	年 齢	性別	
			1.男 2.女 3.不明				
年 齢 区 分		1.~29 歳 2.30~39 歳 3.40~49 歳 4.50~59 歳 5.60 歳以上 6.不明				年齢	
被虐待者との 関 係		1.事業主 2.所属の上司 3.所属以外の上司 4.その他( ) 5.不明				関係	
虐 待 の 種 別		10.身体的虐待 20.性的虐待 30.心理的虐待 40.放置等 50.経済的虐待 41.放置等(身体的虐待) 42.放置等(性的虐待) 43.放置等(心理的虐待)				種類	
虐 待 の 内 容 ・ 対 応 等	虐 待 の 内 容 及 び 発 生 原 因						
	市 町 村 又 は 都 道 府 県 が 行 っ た 対 応						
	使用 者 に よ る 虐 待 が 行 わ れ た 事 業 所 に お い て 改 善 措 置 が 採 ら れ て い る 場 合 に は そ の 内 容						

※ 特に色を付けた部分は、省令により都道府県から労働局に報告する内容であるため、確認の上、記載すること

(受付台帳番号 )

年・月・日	処理経過
備考	

第 号

## 障害者虐待事案に係る援助依頼書

年 月 日

○○警察署長 殿

○○市(町)長

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。

依頼事項	日 時	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	
	場 所		
	援 助 方 法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
障害者	障害の内容		
	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	生 年 月 日	年 月 日 生 ( 歳 )	
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	電 話	( ) - 番	
	職 業 等		
養護者等	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	生 年 月 日	年 月 日 生 ( 歳 )	
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	電 話	( ) - 番	
	職 業 等		
	障害者との 関 係	<input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他親族 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
虐待の状況	行 为 類 型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的虐待	
	虐待の内容		
障害者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認められる理由			
警察の援助を必要とする理由			
担当者・連絡先	所属・役職		氏名
	電話 ( ) - 番 内線		
	携帯電話	-	番